

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

国民健康保険事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府堺市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和4年1月31日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

<p>①事務の名称</p>	<p>国民健康保険に関する事務</p> <p>【業務全体の概要】 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び堺市国民健康保険条例に基づき、以下の事務を行う。</p> <p>1 国民健康保険被保険者資格及び国民健康保険料の賦課に関する事務 ①資格管理を行い、被保険者証、高齢受給者証等を交付する。 ②所得情報等により年間保険料の算出を行う。</p> <p>2 国民健康保険被保険者への保険給付の支給に関する事務 ①各種給付申請を受け付け、審査・支払業務を行う。 ・療養費、移送費等の支給 ・高額療養費の算定基準額の認定及び支給 ・入院時食事療養費、入院時生活療養費の支給 ・出産育児一時金の支給 ・葬祭費の支給 ・一部負担金の減免申請による審査・決定 ・保険給付と損害賠償請求権の調整に関する事務 ②各種証明書・受診券 ・限度額認定、標準負担額減額認定及び証の交付 ・特定疾病療養に係る自己負担額の認定及び受療証の交付 ・人間ドックに関する事務 ③レセプト管理・医療費通知作成 ・大阪府国民健康保険団体連合会から受けた診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)データのチェック及び再審査の申出依頼 ・医療費通知に関する事務 ④高額介護合算療養費の支給 ⑤国保資格・給付情報の照会・提供</p> <p><中間サーバー> ・情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行うことが必要である。また、この情報提供ネットワークシステムにおいては、各機関は特定個人情報を分散管理することとされていることから、情報提供のために既存システムのデータベースを他情報保有機関から直接参照することは、セキュリティ上好ましくない。各情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを設置することとする。 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、統合利用番号連携サーバー等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の機能を実現するもので、本市においても、この機能を利用し、他の団体との情報提供、入手に係る業務を実施する。 ・中間サーバーは、地方公共団体情報システム機構が設置するものを共同利用する。</p> <p><平成30年4月からの国民健康保険制度改革(以下、「国保広域化」という。)に伴う事務の概要> ①資格継続業務 ・国民健康保険の被保険者資格が都道府県単位で管理されることとなるため、被保険者について、本市で事務を行う対象期間を適用開始日と適用終了日で管理する。 ②高額該当回数の引き継ぎ業務 ・被保険者資格は都道府県単位で管理されるため、対象世帯について、高額療養費に係る高額該当回数を引き継ぐ。</p> <p><令和3年3月からのオンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)の概要> 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。 ①医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、本市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、本市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ②機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、本市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、本市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
<p>②事務の内容 ※</p>	
<p>③対象人数</p>	<p>[30万人以上]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	国民健康保険システム
②システムの機能	<p>1 資格機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険資格の情報管理 ・国民健康保険の資格取得者の取得情報登録、交付を行う被保険者証の作成 ・国民健康保険の資格喪失者の喪失情報の登録 ・被保険者に各種証(被保険者証等)を発行し管理する機能 ・70歳以上75歳未満の被保険者に対する負担割合の決定及び高齢受給者証の作成 <p>2 賦課機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の所得情報を把握し管理する機能 ・被保険者の保険料を決定し保険料を通知し通知書及び納付書を発行する機能・国民健康保険料の特別徴収に関する機能 <p>3 給付機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプトの登録及び突合チェック ・被保険者等の給付情報の管理・記録及び給付 ・高額介護合算療養費の管理 ・その他管理 <ul style="list-style-type: none"> 第三者行為の情報管理 一部負担金減免の情報管理 医療費通知の作成及び履歴情報管理 人間ドックの受診券の発行及び受診結果の情報管理
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (保険年金共通システム)
システム2	
①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	<p>1. データ連携機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民情報系システム間で、定例に提供、利用しているデータ(住民の転出入データ等)を連携する機能 <p>2. ウイルス対策機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民情報系システム全体のウイルス対策ソフトを統括し、ウイルス定義ファイルの配信を行う機能 <p>3. ディレクトリサービス機能(Active Directory)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用できるユーザや組織、コンピュータ等の情報とその属性を階層的に管理し、認証機能を提供する。 <p>4. 更新プログラム配布機能(Windows Server Update Services (WSUS))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脆弱性等に対応する更新プログラムを配布、管理する機能 <p>5. 文字管理機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文字変換及び外字一元管理、外字配布を行う機能 <p>6. 帳票出力機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基盤印刷専用ソフトウェア(Interstage List Creator)により印刷を行う機能 <p>7. 持ち出し制限機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用できる媒体を制限するとともに端末からデータを持ち出す際は上長の承認を必須とする機能。 <p>8. 生体認証機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Windowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行う機能。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (連携するシステムすべて)

システム3	
①システムの名称	統合利用番号連携サーバー
②システムの機能	<p>庁内の各システムが保有する固有宛名番号を、本市内で統合(名寄)して管理するシステムであり、主な機能は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 宛名管理機能 ・各システム固有宛名番号と本市内統合宛名番号の管理機能 情報提供機能 ・業務情報を中間サーバーに提供するための機能 情報照会機能 ・他機関へ照会するための機能 符号要求機能 ・処理通番、符号の要求データを既存住基システムに送信する機能 オンライン機能 ・オンラインでの統合宛名の検索、更新機能
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバー)</p>
システム4	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 符号管理機能 ・「符号」と、「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 情報照会機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 情報提供機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 既存システム接続機能 ・中間サーバーと既存システム、統合利用番号連携サーバー及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 情報提供等記録管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 情報提供データベース管理機能 ・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 データ送受信機能 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 セキュリティ管理機能 ・中間サーバーにアクセスした記録を取得する機能 職員認証・権限管理機能 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 システム管理機能 ・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()</p>

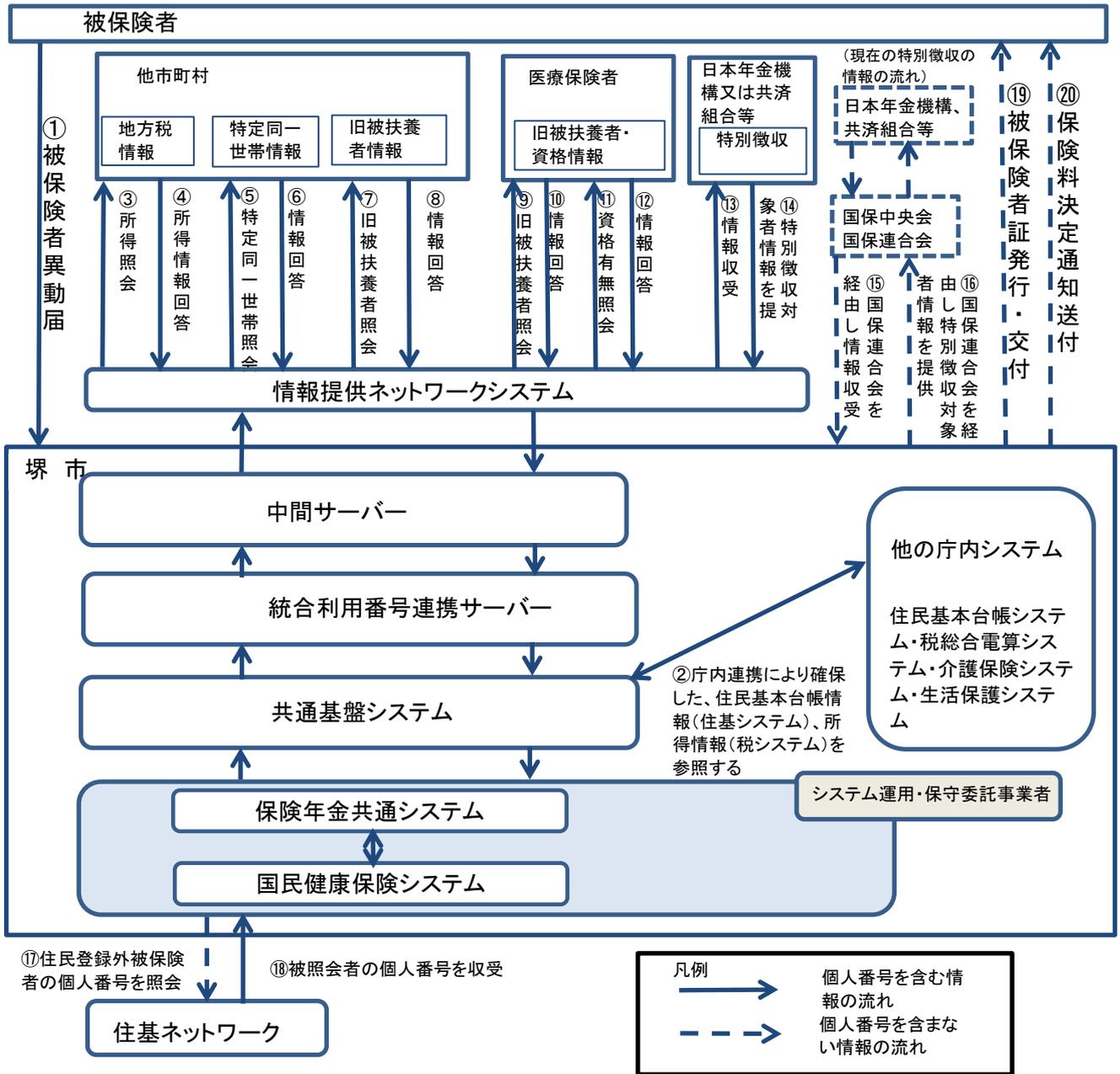
システム5	
①システムの名称	保険年金共通システム
②システムの機能	<p>1 国民年金システム、国民健康保険システム、障害者医療費助成システム、老人医療費助成システム、ひとり親家庭医療費助成システム及び子ども医療費助成システム(以下「保険年金システム」という。)の利用者及びアクセス権限を管理する機能</p> <p>2 共通基盤システムから連携した住基・税情報等を蓄積し、保険年金システムから参照させる機能</p> <p>3 他システムへ提供する情報を共通基盤システムへ連携する機能</p> <p>4 システムに接続(アクセス)するパソコン、プリンタ等の機器を管理する機能</p> <p>5 金融機関等の各種マスタを管理する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 (保険年金システム)</p>
システム6	
①システムの名称	<p>国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)</p> <p>* 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会(大阪府では、大阪府国民健康保険団体連合会)に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>
②システムの機能	<p>1. 資格継続業務(詳細は別添1-7を参照)</p> <p>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 本市に設置されるデータ連携用PCあるいは国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを本市から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 大阪府内の市町村間を転居した場合、転出市町村と転入市町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。</p> <p>2. 高額該当回数の引き継ぎ業務(詳細は別添1-7を参照)</p> <p>(1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市町村から転入地市町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市町村の国保総合PCへ当該データを配信する。</p> <p>3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添1-7を参照)</p> <p>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 本市の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを本市から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、本市より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。</p> <p>*ファイル転送機能とは、市区町村に設置される国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 (国民健康保険システム(連携用PCを用いる場合))</p>

システム7			
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等		
②システムの機能	<p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。 医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。</p> <p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。</p> <p>(1)資格履歴管理事務に係る機能 (i)資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (ii)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (i)機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (ii)情報照会 及び (iii)情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 (iv)情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(3)本人確認事務に係る機能 (i)個人番号取得 及び (ii)基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。</p>		
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 () </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム </td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム		

3. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格管理を適正に行うため。 ・他市町村からの転入者の場合、保険料計算や給付計算のため、1月1日時点での居住地の市町村から所得情報を把握する必要があり、同じく保険料の軽減判定のために情報を把握する必要があるため。 ・被保険者等の資格の取得、喪失を適正に把握し、国民健康保険料の公平、公正な賦課を行うため。 ・個人番号を用いることで申請・届出の手間や、国や他の自治体等への照会の行政手続きを省略化でき、市民の利便性の向上につながるため。 ・被保険者の申請時において、各種給付事務を公平・公正かつ効率的に行うため。 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得の際に他保険の資格情報を得ることで適正な資格取得が行える。 ・他市町村からの転入者の所得情報等を把握することで、適切な保険料計算や給付計算、負担割合の決定が行える。 ・個人番号を用いることで申請・届出の手間や、国や他の自治体等への照会の行政手続きを省略化でき、市民の利便性の向上につながる。 ・個人の特定を迅速に行うことができ、給付に関する各種給付事務の届出を効率的に処理できる。 ・他市町村及び他保険に関する保険者間調整の効率化及び適正化が図られる。 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしくみを実現する。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><提供の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第2 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2 <p><照会の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第2 42、43、44、45の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局 長寿社会部 国民健康保険課
②所属長	国民健康保険課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容

1-1 資格・賦課に係る事務(国保広域化に関する事務フローは別紙参照)



(備考)

【被保険者異動届の受付】

①被保険者から提出された被保険者異動届を受付。

【庁内システムとの連携】

②国民健康保険システムにより被保険者資格等を確認し、必要に応じ庁内連携により取り込んだ住民基本台帳情報、所得情報を確認する。

【他市町村への地方税情報の照会・回答】

③他市町村からの転入者の場合、保険料計算等のため、1月1日時点での居住地の市町村から所得情報を得るため、照会を行う。
④他市町村からの回答により、世帯員の所得の確認を行い、保険料を決定する。また、70歳以上75歳未満の方の負担割合を決定する。

【他市町村への特定同一世帯情報の照会・回答】

⑤他市町村に特定同一世帯有無の照会を行う。
⑥他市町村からの回答により、特定同一世帯有無の確認を行い、軽減対象である場合は保険料を軽減する。

【他市町村への旧被扶養者情報の照会・回答】

⑦他市町村に対して、旧被扶養者の有無の照会を行う。

⑧他市町村からの回答により、旧被扶養者であることを確認した場合は、保険料減免の対象とする。

【医療保険者への旧被扶養者・資格情報の照会・回答】

⑨医療保険者に対して、旧被扶養者の有無の照会を行う。

⑩医療保険者からの回答により、旧被扶養者であることを確認した場合は、保険料減免の対象とする。

⑪医療保険者に対して、資格情報の照会を行う。

⑫医療保険者からの回答により、従前の医療保険の資格取得喪失情報の確認を行う。

【特別徴収情報の收受・回答】(特別徴収情報に係る情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携が開始されてから)

⑬日本年金機構等から情報提供ネットワークシステムを通して年金受給者情報を收受する。また、特別徴収結果情報を受領し、徴収管理を行う。

⑭堺市が決定した特別徴収対象者情報を、情報提供ネットワークシステムを通して日本年金機構に送付する。

【現在の特別徴収者情報の流れ】

⑮年金保険者から、65歳以上で年額18万円以上の支払いを受ける人の情報を国保連合会が提供を受けたのち、市町村毎にデータを振り分けたうえで、堺市分が提供される。また、特別徴収結果情報を受領し、徴収管理を行う。

⑯堺市が決定した特別徴収対象者について特別徴収依頼情報を作成して国保連合会に提供し、国保連合会において各制度の特別徴収依頼情報を一元化した後、データを年金保険者に提供する。

【住民登録外被保険者の個人番号の確認】

⑰住民登録外被保険者となっている者の個人番号を、住基ネットワークに照会する。

⑱住基ネットワークから、被照会者の個人番号情報を收受する。

【被保険者証の交付】

⑲資格確認を行い、被保険者証等を発行、交付する。

【保険料決定通知】

⑳保険料を賦課決定し、保険料決定通知書を被保険者に送付する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・国民健康保険法第5条に基づき堺市国民健康保険の被保険者となった者及び国民健康保険法第6条に基づき資格喪失者となった者のうち遡及して個人番号の取得が必要となった者 ・国民健康保険法第5条に基づく堺市国民健康保険の被保険者でない者で、世帯員が被保険者である世帯主(擬制世帯主)
その必要性	国民健康保険業務において、被保険者資格を適正に管理し、被保険者に対する賦課決定を適正に行うため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	【識別情報】 ・個人番号、個人番号対応符号、その他識別情報(内部番号):対象者を正確に特定するために保有 【連絡先情報】 ・4情報:被保険者証等を被保険者に適正に送付するため保有 ・連絡先(電話番号):被保険者に問い合わせを行う場合に必要となるため保有 【業務関係情報】 ・地方税関係情報:所得を基に国民健康保険料の賦課決定(及び保険給付の算定に用いる所得区分の判定)を行うため保有 ・医療保険関係情報:国民健康保険の被保険者を適正に特定するため保有 ・生活保護・社会福祉関係情報:国民健康保険の被保険者を適正に特定するため保有 ・介護・高齢者福祉関係情報:国民健康保険料の適正な特別徴収額の計算を行うため及び適正に高額介護合算の算定を行うため保有 ・雇用・労働関係情報:被保険者の国民健康保険料の適正な賦課決定を行うため保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	健康福祉局 長寿社会部 国民健康保険課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課、市民税課、生活援護管理課、医療年金課、介護保険課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構、日本年金機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村、後期高齢者医療広域連合) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (他の医療保険者) <input type="checkbox"/> その他 (大阪府国民健康保険団体連合会)
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (データベースの直接参照)
③入手の時期・頻度	<p>【本人又は本人の代理人】 ・国民健康保険法施行規則に記載されている届出及び申請を受けた都度入手する。</p> <p>【庁内連携】 ・住民の個人番号については、異動した都度入手する。 ・当初賦課情報を年に1回、課税異動情報を毎月連携し入手する。 ・医療給付の申請時に医療保険給付関係情報等を都度入手する。</p> <p>【地方公共団体情報システム機構】 ・他市からの転入時に必要に応じて公共団体情報システムが運営する住民基本台帳ネットワークシステムを通じて都度入手する。</p> <p>【日本年金機構】 ・年金保険者より年1回に年次の特別徴収対象者データ、年1回特別徴収税額通知の処理結果通知を受け取る。(また、8月以降の偶数月に月次補足対象者のデータを受け取る。) ※当面は個人番号をキーとした情報連携を行わないため、特定個人情報の入手には当たらないが、将来的に個人番号をキーとした情報連携を行うこともあるため記載。</p> <p>【他市町村】 ・国民健康保険料の算定に当たり、他市から所得情報を都度入手する。 ・医療給付の申請時に医療保険給付関係情報等を都度入手する。</p> <p>【他の医療保険者】 ・国民健康保険被保険者資格の取得に当たり、他の医療保険者から都度入手する。 ・医療給付の申請時に医療保険給付関係情報等を都度入手する。</p> <p>【国保連合会】 ・資格継続業務 ・被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル等) : 国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報。 平成30年4月1日以後に、日次の頻度。 ・高額該当の引き継ぎ業務 ・引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等) : 転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報。 平成30年4月1日以後に、月次の頻度。</p>

④入手に係る妥当性	<p>【本人又は本人の代理人からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項別表第一に規定され、国民健康保険法施行規則で定められた届出については、個人番号を届出することが規定されている。 <p>【他市町村等からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号別表第二において、住民票関係情報及び年金保険者との年金特別徴収に係る情報並びに市町村民税関係情報や医療保険給付関係情報等の授受が記載されていることから、個人番号を用いたやり取りが予定されている。 <p>【他の医療保険者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号別表第二において、他の医療保険者との被保険者の資格情報や医療保険給付関係情報等の授受が記載されていることから、個人番号を用いたやり取りが予定されている。 <p>【国保連合会からの入手】</p> <p>国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、本市が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。</p> <p>なお、入手する情報は、本市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。</p> <p>1. 入手の時期・頻度の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格継続業務 <ul style="list-style-type: none"> 被保険者情報：国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。 高額該当の引き継ぎ業務 <ul style="list-style-type: none"> 引き継ぎ情報：高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。 <p>2. 入手方法の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> 入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通常の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。 						
⑤本人への明示	<p>【本人又は本人の代理人からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法施行規則第2条第1、3号、第3条、第5条、第5条の2、第5条の4、第5条の8、第5条の9、第7条、第7条の4第4項、第8条、第9条、第10条、第10条の2、第11条、第12条、第13条、第15条、第24条の3、第26条の3、第26条の5、第26条の6の4、第27条、第27条の5、第27条の11、第27条の12の2、第27条の13、第27条の14の2、第27条の14の4、第27条の16、第27条の26、第27条の27、第28条にそれぞれ明示されている。同規則第28条の2に申請書の記載事項について規定あり。 <p>【庁内連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第14条第1項に明示されている。 <p>【大阪府国民健康保険団体連合会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法第113条の3、国民健康保険法施行規則第44条の2、第44条の3に明示されている。 <p>【その他の機関からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号別表第二並びに主務省令で定める事務及び情報を定める命令に明示されている。 						
⑥使用目的 ※	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険料の適正な賦課決定のため、また被保険者等の所得情報の把握が正確かつ効率的に行うため、個人番号を利用する。 納付義務者が所得の申告及び減免の申請等を行う際に、添付資料が省略できるなどの納税者利便性の向上のため、個人番号を利用する。 給付申請の受付・審査・支払を正確かつ効率的に行うため、個人番号を利用する。 						
変更の妥当性							
⑦使用の主体	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="327 1982 450 2040">使用部署 ※</td> <td colspan="2" data-bbox="456 1982 1465 2040">健康福祉局長寿社会部国民健康保険課及び各区保険年金課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 2040 450 2116">使用者数</td> <td data-bbox="456 2040 853 2116">[100人以上500人未満]</td> <td data-bbox="853 2040 1465 2116"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </td> </tr> </table>	使用部署 ※	健康福祉局長寿社会部国民健康保険課及び各区保険年金課		使用者数	[100人以上500人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
使用部署 ※	健康福祉局長寿社会部国民健康保険課及び各区保険年金課						
使用者数	[100人以上500人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上					

<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>1 国民健康保険の被保険者資格等の管理及び照会 ・被保険者からの届出により個人番号を取得し、被保険者等の資格情報とともに管理のうえ、本人確認の際に個人番号を用いて照会を行う。</p> <p>2 国民健康保険料の賦課徴収に関する事務 ・国民健康保険システム内において、税情報の移転を行い、賦課決定を行う。 ・個人番号を用いて情報提供ネットワークシステムを通じて、地方税情報、特定同一世帯情報等について、都度照会を行う。</p> <p>3 国民健康保険の各種給付に関する事務 ・被保険者からの給付申請時に個人番号を取得し、本人確認を行い、申請に合わせた内容の給付又は証明書の手続きを行う。</p>
<p>情報の突合 ※</p>	<p>・内部識別番号である住基上の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。</p>
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>個人番号を用いた統計分析は行わない。</p>
<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>・世帯情報及び所得情報に基づく国民健康保険料の賦課決定 ・給付の支給又は支給額についての決定</p>
<p>⑨使用開始日</p>	<p>平成28年1月1日</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (5) 件
委託事項1	システムの運用保守業務
①委託内容	システムの運用保守業務を行うに当たり、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
その妥当性	システムトラブルの調査・復旧、その他保全に関する作業において、特定個人情報ファイルの全体を取り扱う必要があるため
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (堺市役所庁舎設置のサーバー内又は端末機内での提供)
⑤委託先名の確認方法	堺市ホームページの委託業務入札結果・随意契約結果一覧に公表している。
⑥委託先名	株式会社日立製作所
再委託	⑦再委託の有無 ※ [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
⑧再委託の許諾方法	業務の一部を再委託する場合については、契約書により以下の条件を課している。 ・委託先は、個人情報取扱に係る事項について委託先同様の義務を再委託先に負わせ、再委託先に対し遵守を監督すること。 ・再委託先事業者から委託先事業者へ提出される個人情報等の保護に係る誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先従事者から再委託先事業者へ提出される秘密保持に関する誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先の業務従事者に対するセキュリティ等に関する社員教育の実績書及び計画書を本市に提出すること。 また再委託の許諾については本市に提出される再委託申請書を以下の観点から審査した上で、判断する。 —再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 —再委託が、業務の一部かつ専門的な作業であること。 —再委託する作業内容を具体的に明記していること。 —全部又は大部分の再委託でないこと。
⑨再委託事項	業務の一部

委託事項3		資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務
①委託内容	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務 ・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、堺市より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 [特定個人情報ファイルの全体]
	対象となる本人の範囲 ※	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
	その妥当性	・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 ・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう
	③委託先における取扱者数	・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。
	④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 [10人以上50人未満]
⑤委託先名の確認方法	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリー [] 紙 [] その他 ()	国民健康保険課で契約関係書類を保管
⑥委託先名	大阪府国民健康保険団体連合会	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない [再委託する]
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。

	⑨再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部。(外付けシステムの開発、バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス)
委託事項4		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p>＜選択肢＞</p> <p>[特定個人情報ファイルの全体]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>対象となる本人の範囲 ※</p> <p>・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者 のうち、堺市に住所を有する者 ・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 (例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、堺市に加入資格が適用される者をいう</p> <p>その妥当性</p> <p>オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、加入者の資格履歴情報の管理を行う。</p>
③委託先における取扱者数		<p>＜選択肢＞</p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑤委託先名の確認方法		国民健康保険課で契約関係書類を保管
⑥委託先名		大阪府国民健康保険団体連合会 (大阪府国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)

再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先の大阪府国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、大阪府国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)	
委託事項5		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務	
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、堺市に住所を有する者 ・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 (例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、堺市に加入資格が適用される者をいう	
その妥当性		市区町村とオンライン資格確認システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。オンライン資格確認の準備のために用いる機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input type="radio"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()	

⑤委託先名の確認方法		国民健康保険課で契約関係書類を保管
⑥委託先名		支払基金
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 再委託する 2) 再委託しない</p> <p>[再委託する]</p>
	⑧再委託の許諾方法	<p>委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="radio"/> 提供を行っている (31) 件 <input type="radio"/> 移転を行っている (13) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第1の項
②提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	<input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第2の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	<input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)

提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第3の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)
提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第4の項
②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)

提供先5	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第5の項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)
提供先6	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第26の項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)

提供先7	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第30の項
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)
提供先8	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第33の項
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)
提供先9	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第39の項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)

提供先10	市長村長又は国民健康保険組合												
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第42の項												
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの												
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの												
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td colspan="2"><選択肢></td></tr> <tr><td>1) 1万人未満</td><td></td></tr> <tr><td>2) 1万人以上10万人未満</td><td></td></tr> <tr><td>3) 10万人以上100万人未満</td><td></td></tr> <tr><td>4) 100万人以上1,000万人未満</td><td></td></tr> <tr><td>5) 1,000万人以上</td><td></td></tr> </table>	<選択肢>		1) 1万人未満		2) 1万人以上10万人未満		3) 10万人以上100万人未満		4) 100万人以上1,000万人未満		5) 1,000万人以上	
<選択肢>													
1) 1万人未満													
2) 1万人以上10万人未満													
3) 10万人以上100万人未満													
4) 100万人以上1,000万人未満													
5) 1,000万人以上													
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者												
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()												
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)												
提供先11	地方公務員共済組合												
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第58の項												
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの												
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの												
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td colspan="2"><選択肢></td></tr> <tr><td>1) 1万人未満</td><td></td></tr> <tr><td>2) 1万人以上10万人未満</td><td></td></tr> <tr><td>3) 10万人以上100万人未満</td><td></td></tr> <tr><td>4) 100万人以上1,000万人未満</td><td></td></tr> <tr><td>5) 1,000万人以上</td><td></td></tr> </table>	<選択肢>		1) 1万人未満		2) 1万人以上10万人未満		3) 10万人以上100万人未満		4) 100万人以上1,000万人未満		5) 1,000万人以上	
<選択肢>													
1) 1万人未満													
2) 1万人以上10万人未満													
3) 10万人以上100万人未満													
4) 100万人以上1,000万人未満													
5) 1,000万人以上													
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者												
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()												
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)												
提供先12	市町村長												
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第62の項												
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの												
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの												
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td colspan="2"><選択肢></td></tr> <tr><td>1) 1万人未満</td><td></td></tr> <tr><td>2) 1万人以上10万人未満</td><td></td></tr> <tr><td>3) 10万人以上100万人未満</td><td></td></tr> <tr><td>4) 100万人以上1,000万人未満</td><td></td></tr> <tr><td>5) 1,000万人以上</td><td></td></tr> </table>	<選択肢>		1) 1万人未満		2) 1万人以上10万人未満		3) 10万人以上100万人未満		4) 100万人以上1,000万人未満		5) 1,000万人以上	
<選択肢>													
1) 1万人未満													
2) 1万人以上10万人未満													
3) 10万人以上100万人未満													
4) 100万人以上1,000万人未満													
5) 1,000万人以上													
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者												
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()												
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)												

提供先13	後期高齢者医療広域連合												
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第80の項												
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの												
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの												
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td colspan="2"><選択肢></td></tr> <tr><td>1) 1万人未満</td><td></td></tr> <tr><td>2) 1万人以上10万人未満</td><td></td></tr> <tr><td>3) 10万人以上100万人未満</td><td></td></tr> <tr><td>4) 100万人以上1,000万人未満</td><td></td></tr> <tr><td>5) 1,000万人以上</td><td></td></tr> </table>	<選択肢>		1) 1万人未満		2) 1万人以上10万人未満		3) 10万人以上100万人未満		4) 100万人以上1,000万人未満		5) 1,000万人以上	
<選択肢>													
1) 1万人未満													
2) 1万人以上10万人未満													
3) 10万人以上100万人未満													
4) 100万人以上1,000万人未満													
5) 1,000万人以上													
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者												
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()												
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)												
提供先14	都道府県知事等												
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第87の項												
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの												
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの												
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td colspan="2"><選択肢></td></tr> <tr><td>1) 1万人未満</td><td></td></tr> <tr><td>2) 1万人以上10万人未満</td><td></td></tr> <tr><td>3) 10万人以上100万人未満</td><td></td></tr> <tr><td>4) 100万人以上1,000万人未満</td><td></td></tr> <tr><td>5) 1,000万人以上</td><td></td></tr> </table>	<選択肢>		1) 1万人未満		2) 1万人以上10万人未満		3) 10万人以上100万人未満		4) 100万人以上1,000万人未満		5) 1,000万人以上	
<選択肢>													
1) 1万人未満													
2) 1万人以上10万人未満													
3) 10万人以上100万人未満													
4) 100万人以上1,000万人未満													
5) 1,000万人以上													
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者												
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()												
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)												
提供先15	市長村長												
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第93の項												
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの												
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの												
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td colspan="2"><選択肢></td></tr> <tr><td>1) 1万人未満</td><td></td></tr> <tr><td>2) 1万人以上10万人未満</td><td></td></tr> <tr><td>3) 10万人以上100万人未満</td><td></td></tr> <tr><td>4) 100万人以上1,000万人未満</td><td></td></tr> <tr><td>5) 1,000万人以上</td><td></td></tr> </table>	<選択肢>		1) 1万人未満		2) 1万人以上10万人未満		3) 10万人以上100万人未満		4) 100万人以上1,000万人未満		5) 1,000万人以上	
<選択肢>													
1) 1万人未満													
2) 1万人以上10万人未満													
3) 10万人以上100万人未満													
4) 100万人以上1,000万人未満													
5) 1,000万人以上													
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者												
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()												
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)												

提供先16	市長村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第17の項
②提供先における用途	予防接種法による給付(同法15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種法による給付(同法15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)
提供先17	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第106の項
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)
提供先18	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第9の項
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童福祉法第19条の7に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)

提供先19	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第12の項
②提供先における用途	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童福祉法第21条の5の31に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	随時(照会をうけた都度)
提供先20	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第15の項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童福祉法第24条の22に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	随時(照会をうけた都度)

移転先1	健康福祉局長寿社会部介護保険課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条別表第2の63の項(介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの)
③移転する情報	医療保険関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者(既に資格等を喪失している者を含む)
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	必要になった都度
移転先2	健康福祉局長寿社会部医療年金課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条別表第2の2の項(堺市老人医療費助成条例による助成の決定に関する事務であって規則で定めるもの) 同条例第3条別表第2の3の項(堺市身体障害者及び知的障害者医療費助成条例による助成の決定に関する事務であって規則で定めるもの) 同条例第3条別表第2の4の項(堺市ひとり親家庭医療費助成条例による助成の決定に関する事務であって規則で定めるもの) 同条例第3条別表第2の5の項(堺市子ども医療費助成条例による助成の決定に関する事務であって規則で定めるもの) 同条例第3条別表第2の59の項(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの) 同条例第3条別表第2の72の項(国民年金法(昭和34年法律第141号)による給付に係る申請、届出その他の行為に係る事実についての審査に関する事務であって規則で定めるもの)
③移転する情報	・国民健康保険被保険者資格に関する情報 ・医療保険関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	堺市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	必要になった都度

移転先3	健康福祉局保健所感染症対策課	
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条別表第2の33の項(予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。))の支給に関する事務であって規則で定めるもの)	
③移転する情報	国民健康保険被保険者資格及び保険給付の支給に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者(既に資格等を喪失している者を含む)	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	必要になった都度	
移転先4	市民人権局 市民生活部 戸籍住民課	
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第10号	
②移転先における用途	住民票への記載	
③移転する情報	国民健康保険の被保険者となった年月日、又は被保険者でなくなった年月日、被保険者の種別	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	堺市に住民登録のある国民健康保険被保険者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	週1回	
移転先5	健康福祉局保健所保健医療課	
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条別表第2の25の項(児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの)	
③移転する情報	国民健康保険被保険者資格及び保険給付の支給に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者(既に資格等を喪失している者を含む)	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	必要になった都度	

移転先6	子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課	
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条別表第2の28の項(児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの)	
③移転する情報	国民健康保険被保険者資格及び保険給付の支給に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者(既に資格等を喪失している者を含む)	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	必要になった都度	
移転先7	子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課	
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条別表第2の31の項(児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの)	
③移転する情報	国民健康保険被保険者資格及び保険給付の支給に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者(既に資格等を喪失している者を含む)	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	必要になった都度	

移転先8	健康福祉局健康部精神保健課	
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条別表第2の38の項(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって規則で定めるもの)	
③移転する情報	国民健康保険被保険者資格及び保険給付の支給に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者(既に資格等を喪失している者を含む)	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	必要になった都度	
移転先9	健康福祉局保健所感染症対策課	
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条別表第2の66の項(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって規則で定めるもの)	
③移転する情報	国民健康保険被保険者資格及び保険給付の支給に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者(既に資格等を喪失している者を含む)	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	必要になった都度	
移転先10	健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課	
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条別表第2の68の項(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの)	
③移転する情報	国民健康保険被保険者資格及び保険給付の支給に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者(既に資格等を喪失している者を含む)	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	必要になった都度	

移転先11	健康福祉局生活福祉部生活援護管理課	
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条別表第2の41の項(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの)	
③移転する情報	国民健康保険被保険者資格及び保険給付の支給に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者(既に資格等を喪失している者を含む)	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	必要になった都度	
移転先12	健康福祉局長寿社会部長寿支援課	
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条別表第2の51の項(老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの)	
③移転する情報	国民健康保険被保険者資格及び保険給付の支給に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者(既に資格等を喪失している者を含む)	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	必要になった都度	
移転先13	健康福祉局生活福祉部生活援護管理課	
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条別表第2の62の項(中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの)	
③移転する情報	国民健康保険被保険者資格及び保険給付の支給に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者(既に資格等を喪失している者を含む)	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	必要になった都度	

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p><堺市における保管場所> 1. 保管場所の態様 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第9条(サーバーの導入及び運用)に規定される「(1)サーバーは、火災、水害、ほこり、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置しなければならない。」及び第11条(管理区域)に規定する「(1)水害対策及び確実な入退室管理を行うこと。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管場所は堺市役所本館9階にある無窓の電算機室に設置している。 ・電算機室内のサーバー等は、落下しないようにベルトを掛け、又はビス止めするなど転倒及び落下防止等の耐震対策を行っている。 ・電算機室に火災報知器や消火設備等を設置するなどの防火措置を行っている。 ・電算機室に漏水センサーを設置するなどの防水措置を行っている。 ・電算機室から外部に通ずるドアは最小限とし、入口には監視カメラを設置している。 <p>2. 保管場所への立入制限・アクセス制限 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第9条(サーバーの導入及び運用)に規定する「(4)操作の権限を有しない者に容易に操作されないことがないように、サーバーに記録された情報の重要度に応じて設置場所への入室制限を行うなど適切な措置を講じなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電算機室への入室は許可された者のみが必要な区画のみに立ち入るように制限し、ICカードによる入退室管理を行っている。 ・入室者は、電算機室に入室する場合、身分証明書等を携帯している。 ・あらかじめ入室許可を受けていないものが障害等の突発的対応によって電算機室に入る場合は、同室への入室を許可された職員等が付き添うものとし、外見上職員等と区別できるようにしている。 ・サーバー等は施錠できるラックに格納し、第三者による不正操作を防止している。 				
<p>②保管期間</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="320 875 459 1010"> <p>期間</p> </td> <td data-bbox="459 875 1469 1010"> <p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1010 459 1182"> <p>その妥当性</p> </td> <td data-bbox="459 1010 1469 1182"> <p>・納期限内に納付される一般的な特定個人情報については、地方税法18条により徴収権は原則として法定納期限の翌日から起算して5年間行使しない場合に時効により消滅することから、5年で削除することとする。</p> <p>・しかしながら時効の中断により時効の完成が5年を経過することもあり得るため、そのような事案については、時効完成後に削除する。</p> </td> </tr> </table>	<p>期間</p>	<p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>	<p>その妥当性</p>	<p>・納期限内に納付される一般的な特定個人情報については、地方税法18条により徴収権は原則として法定納期限の翌日から起算して5年間行使しない場合に時効により消滅することから、5年で削除することとする。</p> <p>・しかしながら時効の中断により時効の完成が5年を経過することもあり得るため、そのような事案については、時効完成後に削除する。</p>
<p>期間</p>	<p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>				
<p>その妥当性</p>	<p>・納期限内に納付される一般的な特定個人情報については、地方税法18条により徴収権は原則として法定納期限の翌日から起算して5年間行使しない場合に時効により消滅することから、5年で削除することとする。</p> <p>・しかしながら時効の中断により時効の完成が5年を経過することもあり得るため、そのような事案については、時効完成後に削除する。</p>				
<p>③消去方法</p>	<p><堺市における措置> 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条(記録媒体の管理)に規定する「(5)不要となった記録媒体を廃棄する場合は、データ管理者の許可を得なければならない。この場合において、不要となった記録媒体については、当該媒体に含まれる情報をいかなる方法によっても復元することができないように消去等を行った上で、廃棄しなければならない。」及び「(6)重要な情報を記録した記録媒体の廃棄については、その重要度に応じて、日時、処理担当者及び処理内容を記録するなど適切な処理を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要となった記録媒体を廃棄する場合は、データ管理者の許可を得ている。 ・記録媒体の初期化のみに留まらず、強磁気による情報破壊又は固定値若しくは乱数を書き込むなどの措置を行い、情報を復元できないように処置した上で廃棄している。 ・廃棄を行った処理について、日時、担当者及び処理内容を記録している。 				

7. 備考

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙のとおり

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険情報ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク1： 目的外の入手が行われるリスク

<p>対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p>	<p>【本人からの情報入手】 ・窓口での申請等情報入手の際には、個人番号カード又は通知カード及びその他本人確認書類（運転免許証等）の確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。 ・届出・申請内容や本人の住所、氏名、生年月日等が相違ないか国民健康保険システムを用いて確認を行う。 ・本人が届出書を提出する際に、本人（世帯員を含む。以下、同様の定義とする。）が本人以外の情報を誤って記載することがないように、個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示などにより本人確認を行い、対象者であることを確認する。</p> <p>【庁内連携による入手】 ・他の機関及び庁内連携を通じて入手する際も、入手元とあらかじめ対象者の関連付けを行っておくことにより、対象者以外の情報を入手できないようにしている。</p> <p>【国保連合会からの入手】 ・国保総合PCにおける措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。</p> <p>* :ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p>
---------------------------------	---

<p>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p>	<p>【本人からの情報入手】 窓口での届出書は、国民健康保険施行規則で規定された必要な対象者の特定個人情報のみを記載する様式とする。</p> <p>【庁内連携による入手】 共通基盤の利用は本市が必要と認めた連携処理以外は発生しない。</p> <p>【国民健康保険システムにおける措置】 ・所属長が業務上の必要性を考慮上、ユーザ登録の依頼を行い、権限者はその必要性を十分確認したうえで登録を行っている。 ・登録されたユーザには本人のみが知り得るパスワードを設定し、登録外の者が利用できないよう制限している。 ・アクセスする権限を各画面で設定し、業務に必要な画面以外はアクセスできないように制限している。 ・ユーザIDの取扱い等について、離席時のログアウトの徹底等の運用ルールを定めている。</p> <p>【国保連合会からの入手】 ・国保総合PCにおける措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインターフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。</p> <p>* :ここでいう指定されたインターフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p>
------------------------------------	---

その他の措置の内容	
-----------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
-------------	-----------	---	--

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>【本人からの情報入手】 ・個人情報の収集に当たっては、本人から収集することを原則としている。 ・届出義務のない者からの届出書を受け付けないように、届出人の本人確認を徹底する。</p> <p>【庁内連携による入手】 ・共通基盤システムにより一元的に管理され、共通基盤システムへのセキュリティ対策も講じられているため、不適切な方法により入手することはできない。</p> <p>【国民健康保険システムにおける措置】 ・所属長は、利用者抹消(人事異動、出向、退職等)の状況が発生した際は、速やかにユーザ削除の依頼を行うこと、権限者は速やかに削除の処理を行うよう運用ルールを定めている。 ・所属長がユーザ削除の依頼を行い、権限者はその内容を十分確認したうえで削除を行っている。</p> <p>【国保連合会からの入手】 ・国保総合PCにおける措置 ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインターフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、当市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないこととデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。</p>
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

<p>入手の際の本人確認の措置の内容</p>	<p>国民健康保険業務に係る各種申請に際し、本人確認を行う際は個人番号カード(又は、通知カードと顔写真入りの官公庁発行の身分証明書等)で申請者の本人確認を行う。</p> <p>【国保連合会からの入手】 ・国保総合PCにおける措置 ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PCにおいて国保連合会から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は当市において国保連合会に送付する前に実施済みである。 ・さらに、国保連合会においても当市の国民健康保険市区町村事務処理システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。</p> <p>・当市の国民健康保険システムにおける措置 ・入手した特定個人情報は、当市の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。</p>
------------------------	---

<p>個人番号の真正性確認の措置の内容</p>	<p>個人番号カードや通知カード等の提示を受け、本人確認終了後、システムにて個人番号に相違ないか確認を行う。 【国保連合会からの入手】 ・国保総合PCにおける措置 　・国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。</p>
<p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<p>入手した情報については、入力担当者他に確認担当を設け、複数チェック体制をとることにより、正確性を確保する。 【国保連合会からの入手】 ・国保総合PCにおける措置 　・国保連合会から配信される被保険者情報については、当市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は当市に配信され、当市の職員が確認している。 　・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、当市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を当市の職員が確認している。 ・当市の国民健康保険システムにおける措置 　・入手した特定個人情報は、当市の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p>	

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>【本人からの情報入手】 ・申請書等受付の際には、席の間隔を広くとり又はカウンターに衝立を設置し、隣席から手元が見えないようにするとともに、不必要な大声で対応しないようにしている。また、受付時の会話が聞こえないよう、待合スペースからは適当な距離を確保している。 ・受付時の個人情報記載されたメモは、当該受付終了時にはカウンターから片づけ、確実にシュレッダー処理を行う。 ・申請書等については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は施錠可能な書庫に保管する。 ・届出書等の文書は、受付後は簿冊にファイルし、保存年限の3年を経過したものについては裁断又は焼却処分している。</p> <p>【国民健康保険システムにおける措置】 ・国民健康保険システムは、インターネットと直接接続していない。</p> <p>【国保連合会からの入手】 ・国保総合PCにおける措置 ・当市の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・当市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・当市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウィルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</p> <p>・国保総合PCと当市の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。</p> <p>・国保連合会の国保総合(国保集約)システムと当市のデータ連携用PCとの間の情報の授受においては、次の措置を講じる。 ・データ連携用PCは、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。 ・情報の授受における専用ネットワークは、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウィルス対策ソフトウェアは常に最新版を保ち、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は迅速に対応される。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・評価対象の事務に必要な情報のみを記録している。 ・個人番号を利用できる業務からは個人番号にアクセスすることはできない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	他のシステムからは、個人番号を伴う情報はアクセスできないようにシステムが構築されている。
その他の措置の内容	<p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 <p>* :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	

<p>ユーザ認証の管理</p> <p>具体的な管理方法</p>	<p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p> <p>1. ユーザの認証方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員等の責務)第3項に規定する「(9)操作を許可された者以外に端末機若しくはサーバーの操作方法を教示し、又は端末機若しくはサーバーの操作をさせないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>ユーザ認証は3段階で実施している。業務システムを利用するときは、まずWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行い、次に共通基盤システムのディレクトリサービス機能において、許可された個人ごとに付与したユーザIDとパスワードにより、個人ごとのWindowsログイン認証を行う二要素認証を実施している。次に、ログインした端末から業務システムを利用する際は、WindowsログインのユーザIDを利用したシングルサインオンを実施している。</p> <p>2. なりすましが行われなための対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員等の責務)第4項に規定する「(1)他人に自己の保有するIDを使用させないこと。」「(2)自己の保有するパスワードに関し、他に知られないよう適切な管理を行うこと。」「(3)パスワードは、十分な長さのもので第三者が想像しにくいものとする。」「(4)パスワードは、定期的に変更すること。」「(5)端末機及びサーバにパスワードを記憶させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDについて <ul style="list-style-type: none"> -職員等は、自己が利用しているIDを他人に利用させないこととしている。 ・パスワードについて <ul style="list-style-type: none"> -職員等は、パスワードの照会等には一切応じない、パスワードのメモを机上等に置かない等の対策により、他者に知られないように管理している。 -職員等は、パスワードは十分な長さとし、文字列は想像しにくいもののみを設定できるようにしている。 -職員等は、パスワードが流出したおそれがある場合には、電算管理者に速やかに報告し、パスワードを速やかに変更している。 -システムログイン時に、パスワードの変更を促し、以降定期的にパスワードの変更を要求している。 -職員等はパスワードは定期的に変更し、古いパスワードを再利用しないこととしている。 -複数の情報システムを扱う職員等は、同一のパスワードをシステム間で共有しないこととしている。 -職員等の仮のパスワードは、最初のログイン時点で変更している。 -職員等は、端末にパスワードを記憶させないこととしている。 -職員等間でパスワードを共有しないこととしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワードは一定以上の長さとするのが必須となっており、自己により随時変更可能である。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、初回パスワードは、初回ログイン時に強制的に変更している。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワードは強制的に一定期間ごとに変更している。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワード変更時は前回使用のパスワードに変更することはできないようになっている(継続使用不可)。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行うことにより、なりすましが行われなよう講じている。 <p>3. 国保総合PCにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。
<p>アクセス権限の発効・失効の管理</p>	<p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)第1項に規定する「(1)情報システムを利用する職員等について、情報システムごとに定められた方法に従い、その登録、変更、抹消等を行うこと」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>1. 発行管理 【国民健康保険システム及び国保総合PCにおける管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各所属の所属長が業務上の必要性を考慮の上、ユーザ登録の依頼を行い、権限者はその必要性を十分確認したうえで登録を行っている。 ・登録されたユーザには本人のみが知り得るパスワードを設定し、登録外の者が利用できないよう制限している。 ・アクセスする権限を各画面で設定し、業務に必要な画面以外はアクセスできないよう制限している。 ・ユーザIDの取扱い等について、離席時のログアウトの徹底等の運用ルールを定めている。 <p>【共通基盤システムにおける管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属長が情報化推進課にユーザ登録依頼を行い、情報化推進課にて必要なWindowsログインに係るアクセス権限を付与している。

	具体的な管理方法	<p>【統合利用番号連携サーバーにおける管理】</p> <ul style="list-style-type: none">・統合利用番号連携サーバーにおいて、以下のとおり、アクセス権限の発行管理を行っている。・連携機能については、データ連携開始時に情報化推進課の許可を得た上で、システム単位に必要なアクセス権限を付与している。個人単位では付与していない。・オンライン機能については、所属長の許可を得た上で情報化推進課に依頼を行い、情報化推進課にて必要なアクセス権限を個人単位で付与している。 <p>2. 失効管理</p> <p>【国民健康保険システム及び国保総合PCにおける管理】】</p> <ul style="list-style-type: none">・各所属の所属長がユーザ削除の依頼を行い、権限者はその内容を十分確認したうえで削除を行っている。・各所属の所属長は、利用者抹消（異動、出向、退職等）の状況が発生した際は、速やかにユーザ削除の依頼を行うこと、権限者は速やかに削除の処理を行うよう運用ルールを定めている。 <p>【共通基盤システムにおける管理】</p> <ul style="list-style-type: none">・共通基盤システムにおいて、以下のとおり、Windowsログインに係るアクセス権限の失効管理を行っている。・ディレクトリサービス機能において、退職職員に関しては、人事課から月次で情報提供を受けて、確実な失効を行っている。・異動職員に対しては、大量異動が行われる年度初めに、全てのIDのチェックを行い、不要なユーザIDの失効を行っている。 <p>【統合利用番号連携サーバーにおける管理】</p> <ul style="list-style-type: none">・統合利用番号連携サーバーにおいて、以下のとおり、アクセス権限の失効管理を行っている。・連携機能については、連携終了時に、情報化推進課の許可を得た上で、システムのアクセス権限を確実に失効している。
アクセス権限の管理		<p>[行っている]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p> <p>1. 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)第1項に規定している「(3) 情報システムの管理に係る権限の付与は、必要最小限の者に限ることとし、厳重に管理すること。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none">・利用されていないIDが放置されないよう、人事情報をもとに定期的に点検している。・年度当初の業務体制変更時や配置換え等が発生した際に、各従事者ごとの割当内容を所属長が確認している。 <p>2. 共通基盤システムにおいて、以下のとおり、アクセス権限の管理を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none">・ディレクトリサービス機能において、操作者の業務内容に応じた最低限のアクセス権限が付与されるように管理している。・利用していないIDが放置されないよう、システム所管課において、操作者の業務内容に応じた最低限のアクセス権限が付与されることを年次で確認している。 <p>3. 統合利用番号連携サーバーにおいて、以下のとおり、アクセス権限の管理を行っている。</p> <p>【連携機能】</p> <ul style="list-style-type: none">・システム単位で制限し、対象システムに該当する範囲のみに限定してアクセス権を付与している。 <p>【オンライン機能】</p> <ul style="list-style-type: none">・利用していないIDが放置されないよう、システム所管課において、操作者の業務内容に応じた最低限のアクセス権限が付与されることを年次で確認している。
	具体的な管理方法	

特定個人情報の使用の記録	<input type="checkbox"/> 記録を残している <input checked="" type="checkbox"/> 記録を残している	<input type="checkbox"/> 記録を残している <input checked="" type="checkbox"/> 記録を残していない
具体的な方法	<p>1. 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第16条(電子計算機及びネットワークの管理)第1項に規定する「(1)各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、不正なアクセス等に対処できるよう一定の期間保存し、及び記録の改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずること。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システムの運用において実施した作業について、ログを作成している。 ・各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録(利用者、端末機、操作日時、操作内容等)を取得し、一定期間保存している。 ・アクセス記録等が詐取、改ざん、誤消去等されないように、操作権限は必要最低限の人数にしか与えないなどの必要な措置を講じている。 ・個人を特定した検索および特定後の異動処理や帳票の印刷などの操作ログの記録を行っている。 <p>2. 共通基盤システムにおいて、以下のとおり、特定個人情報の使用の記録を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディレクトリサービス機能において、いつ、どの端末で、誰が、ネットワークにログイン/ログアウトしたかを記録し、一定期間保存している。 ・データ連携機能により特定個人情報ファイルにアクセスしたログ(いつ、どのシステムが)を取得し、一定期間保存している。 <p>3. 統合利用番号連携サーバーにおいて、以下のとおり、特定個人情報の使用の記録を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いつ、どの端末で、誰が、ネットワークにログイン/ログアウトしたかを記録し、一定期間保存している。 ・データ連携機能によりデータ連携(特定個人情報にアクセス)したログを取得し、一定期間保存している。 ・オンライン機能により特定個人情報にアクセスしたログを取得し、一定期間保存している。 <p>4. 国保総合PCにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。 	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている <input checked="" type="checkbox"/> 特に力を入れている	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている <input checked="" type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>1. 教育・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年1回、J-LISの「e-Learningによる情報セキュリティ研修」を実施し、本市における個人情報の取扱い等に関する一般知識の習得及び意識レベルの向上に取り組んでいる。 ・年1回、各課で選任されている情報セキュリティ担当者を対象に、「情報セキュリティの普及・啓発に係る取組み」に必要な知識の習得を目的とした研修を実施している。 ・毎年度、新任管理職及び新規採用の職員等を対象とした、情報セキュリティに関する研修を実施している。 <p>2. 違反行為を行った職員に対する措置</p> <p>堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第10項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違反行為を行ったものに対しては、違反行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。 	
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている <input checked="" type="checkbox"/> 特に力を入れている	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている <input checked="" type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>【国民健康保険システムにおける措置】 データの抽出(サーバ内への保存)は特定の業務担当者のみの特権としている。 外部媒体への出力は特定の管理担当者のみの特権としている。</p> <p>【国保総合PCにおける措置】 ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが監査される。</p> <p>* :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p> <p>・国保総合PCと既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。 </p> <p>・国保連合会の国保総合(国保集約)システムと当市のデータ連携用PCとの間の情報の授受においては、次の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・データ連携用PCは、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・データ連携用PCに保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。 </p>
---------------------	--

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	--

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>・許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。 ・ファイルの持ち出しについて、持出し申請者を限定するとともに、上長の承認が必要であり、また、上長の承認を得たファイルは、申請した者しか持ち出すことが出来ないように制限している。 ・いつ、誰が、どの端末で、どのデバイスに、どのファイルを持ち出し、持ち込みしたか、誰が持出し承認したかを記録するとともに、記録を取得していることを関係者に周知し、不正な持出しを抑止している。</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク
 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認

業者選定に際しては同等業務の履行実績確認を行い、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認する。契約時には個人情報等の保護に係る誓約書、業務従事者届、業務従事者の経歴書、業務従事者からの秘密保持に関する誓約書、実施体制図、セキュリティ等に関する社員教育の実績書及び計画書、堺市暴力団排除条例に係る誓約書の提出を義務付けている。

また、大阪府国保連合会への委託においては、当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先において個人情報が適正に管理されているかどうかを以下の観点で確認する。

- ・個人情報の管理的な保護措置(個人情報取扱規定、体制の整備等)
- ・個人情報の物理的保護措置(人的安全管理、施設および設備の整備、データ管理、バックアップ等)
- ・個人情報の技術的保護措置(アクセス制御、アクセス監視やアクセス記録等)
- ・委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されること
- ・プライバシーマーク、ISO27001、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得情報

特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限

[制限している] <選択肢>
 1) 制限している 2) 制限していない

具体的な制限方法

業務従事者届等の提出時に、委託先と協議を行い適正な従事者数を定める。電算機室の入室に係るシステム管理部門への事前登録は、必要最低限の人数としている。閲覧・更新の操作ログを取得し、不正な使用がないことの確認ができるようにしている。

<参考：大阪府国保連合会の状況>

- ・サーバ及びそのデータのアクセス等にあたっては、利用者を限定し、必要に応じたアクセス権を設定するとともに、人事異動や退職時には変更・削除すること徹底、遵守している。
- ・また、緊急事態を特定するための手順、また、それらにどのように対応するかの手順を確立し、実施・維持するとともに、個人情報の漏えい、滅失又は毀損が発生した場合、直ちに関係先に報告することを規定している。

<医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務>

- ・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。
- ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。
- ・アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。
- ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。

特定個人情報ファイルの取扱いの記録

[記録を残している] <選択肢>
 1) 記録を残している 2) 記録を残していない

具体的な方法

事務システムの操作ログを全て記録し、7年間保管する。不具合データの調査など、システムによるログの自動取得ができない作業については、所定のサーバー内のフォルダに作業証跡の記録を行う。また、作業終了後に、作業概要と作業者についての報告書を提出させて確認を行う。

<参考：大阪府国保連合会の状況>

- ・役職員等が、国民健康保険に関する被保険者等の個人番号を含むデータにアクセス等した場合には、国保総合(国保集約)システムにおいて、アクセスした役職員等・時刻・操作内容を記録することとしている。
- ・個人情報保護監査責任者(事務局次長)は、定期的にまたはセキュリティ上の問題が発生した際、当該記録を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する規定が整備されている。

<医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務>

- ・操作ログを中間サーバーで記録している。
- ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。

特定個人情報の提供ルール	<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>委託に関する作業では、目的外利用で特定個人情報を他者へ提供することを一切認めていない。</p> <p><参考：大阪府国保連合会の状況> 法令に基づく場合等を除くほか、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または第三者に提供してはならないと規定している。また、個人情報の取扱いを伴う事務の全部又は一部の処理を委託するときは、委託契約書等において秘密保持の義務に関する事項や、第三者への提供の禁止に関する事項等を明記することとしている。</p> <p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> ・契約書において当市が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。</p>	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>システムの品質担保等の目的により庁舎外での作業が必要な場合は、個人情報を不可逆なダミーデータに置換をし、市職員の監査を受けた上で持出しを行う。</p> <p>大阪府国保連合会への委託において、当市から国保連合会への特定個人情報の送付に関しては、国保総合PCで送付を行った結果を記録し、確認する。</p> <p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> ・提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。</p>	
特定個人情報の消去ルール	<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>・特定個人情報等は、業務完了後は速やかに返還し、または漏えいを起こさない方法によって確実に消去、または処分することを、当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書に明記することとしている。</p> <p>・委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、当市の情報システム管理者が消去および廃棄状況の確認を行う。</p> <p><参考：大阪府国保連合会の状況> ・特定個人情報等については、保管期間を経過した書類等について、次のとおり速やかに廃棄するとともに、特定個人情報等を廃棄又は消去したときは、廃棄等を証明する記録等を保存する。 (1) 特定個人情報等を含む書類の廃棄は、焼却又は溶解等の復元不可能な手法により廃棄する。 (2) 特定個人情報ファイルは、完全削除ソフトウェア等により完全に消去する。 (3) 特定個人情報等を含む磁気媒体等は、破壊等により廃棄する。 (4) 特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の特定個人情報等を削除する場合は容易に復元できない手法により削除する。</p> <p>なお、システムの運用保守業務においては、委託業者にはダミーデータのみを提供しており、特定個人情報の消去の必要は生じない。</p>	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<p>[定めている]</p>	<p><選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
規定の内容	<p>個人情報の取扱いについては、堺市個人情報保護条例に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている。 (規定内容) ○契約終了または解除された後においても秘密保持すること ○従事者に対して堺市個人情報保護条例で定める罰則の教示を行うこと ○個人情報の収集の制限と適正管理を行うこと ○目的外の使用と第三者への提供の禁止 ○個人情報の返還と廃棄に関すること ○事故発生時の速やかな報告 ○契約事項の違反による損害賠償の担保</p> <p>大阪府国保連との委託においては、 ○秘密保持義務 ○事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ○特定個人情報の目的外利用の禁止 ○漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ○委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ○従業者に対する監督・教育 ○契約内容の遵守状況について報告を求める規定 等を定めるとともに、委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。</p>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	<p>[特に力を入れて行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</p>
具体的な方法	<p>再委託先は、その相手方、理由に本市の承認があるもののみを許可している。 また、委託先と同様の義務を負わせ、その順守を監督することを委託契約書において特記事項として定めている。</p> <p>大阪府国保連委員会への委託においては、再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 等 <p>・また、再委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。</p> <p><参考:大阪府国保連委員会の状況> ・委託を行う場合、委託先において、プライバシーマークもしくはISMS認証を取得、かつ、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置体制などの個人情報保護体制が確立されていることを必須としたうえで、契約書に次の事項を盛り込むこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託元(国保連委員会)と委託先の責任の明確化 ・個人情報の安全管理に関する事項 ・再委託に関する事項 ・個人情報の取扱状況に関する本会への報告の内容及び頻度 ・契約内容が遵守されていることを本会が確認できる事項 ・契約内容が遵守されなかった場合の措置 ・委託先において、個人情報の漏えい、滅失又は毀損が生じた場合の報告・連絡に関する事項 <p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 <p>・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>	

その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><国保連合会における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・国保総合(国保集約)システムサーバ等をデータセンターに設置し、ケージで囲んだうえで、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。 ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に個人情報取扱責任者(事務局長)の承認を得る。 ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。 ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。 <p><取りまとめ機関における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p><共通基盤システムによる情報の移転></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移転を行う場合、移転する情報に関して、移転元と移転先において仕様を定め、所属長の許可を得た上で情報課推進課に依頼をする。仕様で定めたことのみシステム構築しており、仕様以外の情報に関しては、移転不可能である。どのシステムがどの情報に対して、いつ移転したかをネットワークの通信ログで取得しており、一定期間保存している。正当な移転だけでなく、不正な移転、移転の失敗など全ての通信ログを取得している。 ・紙媒体による情報の移転に当たっては、所属長の決裁を得た上で、担当者間で文書の受け渡しを行い、施錠管理できる場所に保管することにより、担当者以外の者による閲覧や外部への持ち出しが行われないようにしている。 <p><庁外への情報の提供></p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供にあたっては、入室権限を厳格に管理している電算機室に設置されたサーバー室内に設置された端末で、事前に許可された者のみが、あらかじめ仕様で定めた操作を行う。操作にあたってはその作業の記録を取得している。 ・なお、上記記録については刑事訴訟手続上の証拠保全のため、刑事訴訟法第250条第2項第4号（長期15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪）の公訴時効である7年間分保存する。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p><共通基盤システムによる情報の移転></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの仕様を定める際に関係各課と協議を行い、法令上の根拠等を確認した上でシステムを構築し、適切なタイミングで自動で提供する仕組みを構築している。随時で行う際も、その都度不適切な移転でないことを確認し、決裁行為を経た上でやっている。 ・特定個人情報の提供・移転に係るルール（規定類）の詳細については、今後公布される政省令等の内容を踏まえて策定することを予定している。 <p><庁外への情報の提供></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法関係法令で定められた提供先・事項についてのみ提供している。 ・また、提供する内容について所属長の決裁を得た上で提供している。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・入室権限を厳格に管理している電算機室にサーバーを設置し、情報の持ち出しを制限している。 ・共通基盤システムにおいて、個人番号管理ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、基本的に媒体接続は禁止しており、情報の持ち出しを制限している。 ・統合利用番号連携サーバーにおいて、特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限は限定し、事務に必要な情報に限定して連携している。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・移転を行う情報をあらかじめ仕様にて取り決め、住民情報の変更データ等を随時自動で提供する仕組みを構築している。仕様で定めた以外の情報の抜き取りを各システムから行うことは不可能で、共通基盤システムへの提供ログはシステム内に自動で保管されている。 ・随時でデータの移転を行う際は、対象データの使用目的や詳細を記載した依頼文書を移転先より提出させ、詳細を記録している。媒体にて他課に移転する際は、パスワードの付与を行い、第三者への漏えいを防止している。 ・連携手段として情報連携の記録が逐一保存され、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止している。 ・情報連携の記録が逐一保存され、不適切な方法による特定個人情報の提供の防止している。 <p>なお、中間サーバー間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。 ・ファイルの持ち出しについて、持ち出し申請者を限定するとともに、上長の承認が必要であり、また、上長の承認を得たファイルは、申請した者しか持ち出すことが出来ないように制限している。 ・いつ、誰が、どの端末で、どのデバイスに、どのファイルを持ち出し、持ち込みしたか、誰が持ち出し承認したかを記録するとともに、記録を取得していることを関係者に周知し、不正な持ち出しを抑止している。
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【データ連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の提供はほとんどが共通基盤システムを介した自動によるものである。 ・随時の場合は手作業となるが、対象データの使用目的や詳細を記載した依頼文書を移転先より提出させ、誤りのデータを直接手渡し、または、暗号化及びセキュアな通信方法によるものとしている。 ・共通基盤システムにおいて、連携データごとにデータ種別、通信相手ごとに持つIDとパスワードを取り決め、認証行為を行っている。 <p>【オンライン利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人単位でIDとパスワードを取り決め、認証行為を行った上で、必要な情報に限定して連携している。 <p>・統合利用番号連携サーバーにおいて、以下の措置を行っている。</p> <p>【連携機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> －システムごとにIDとパスワードを取り決め、認証行為を行った上で、定義したデータ種別／項目に限定して連携している。 <p>【オンライン機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> －個人単位でIDとパスワードを取り決め、認証行為を行った上で、必要な情報に限定して連携している。
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)と各業務個別に連携I/Fを設けるのではなく、庁内の連携を連携サーバーに全て集約することで対策している。</p>	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><国民健康保険システムのソフトウェアにおける措置> 所要業務以外での処理ができないようシステムを構築する。</p> <p><国民健康保険システムの運用における措置> 番号法の規定に基づき、認められた範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、特定個人情報保護の理解を深めるために、教育、指導を行う。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。 ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>		
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><国民健康保険システムの運用における措置> ・下記各システムのソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 ・定められた運用手順に従い、照会、入手したデータに錯誤がないよう正確性を都度確認し、適切な運用を行っている。</p> <p><国民健康保険システムのソフトウェアにおける措置> ネットワークとは専用線による接続であり、特定の権限者以外はシステムにログインできず操作できない。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを順守し、適切に運用を行っている。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。 ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		

リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><国民健康保険システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 正しい情報を提供・移転するため、オンラインでの画面入力項目チェック、バッチ処理における入力データの単項目チェック、関連チェックを実施し、誤った情報自体混入しないようシステムにおいてチェックを行い、適正に事務運用を行う。 <p><国民健康保険システムのソフトウェアにおける措置></p> <p>入手した特定個人情報について、国民健康保険システム内の情報と突合を行い、正確性確認を行う。</p> <p><中間サーバーの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 定められた運用手順に従い、照会、入手したデータに錯誤がないよう正確性を都度確認し、適切な運用を行っている。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><国民健康保険システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないようにしている。 離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 定められたルールを遵守し、適切に運用を行っている。 情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。 <p><国民健康保険システムのソフトウェアにおける措置></p> <p>特定個人情報へのアクセスは業務上の目的をもつ限られた者のみとしている。</p> <p><中間サーバーの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 定められたルールを順守し適切に運用を行っている。 堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><国民健康保険システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないようにしている。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを遵守し、適切に運用を行っている。 ・情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。 ・下記システムのソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 <p><国民健康保険システムのソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供はすべて自動で実施されるためあらかじめ定められた方法以外の提供はない。 <p><中間サーバーの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。 ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><国民健康保険システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないようにしている。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを遵守し、適切に運用を行っている。 ・情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。 ・下記システムのソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 <p><国民健康保険システムのソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供はすべて自動で実施されるため、あらかじめ定められた方法以外の提供はない。 <p><中間サーバーの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを順守し、適切に運用を行っている。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。 ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)暗号化・復号機能と鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
--------------------	--

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><国民健康保険システムの運用における措置> ・大量データの間接サーバーへのデータ保存に当たっては、あらかじめ確認した定型的手法、処理内容でデータを送信するため、誤った情報を送信しない仕組みとしている。 ・適切に情報提供を行うよう、情報の正確性を処理の都度確認し、定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 ・下記各システムソフトウェアにおける措置による対策を実施している。</p> <p><国民健康保険システムのソフトウェアにおける措置> 提供はすべて自動で実施されるためあらかじめ定められた方法以外の提供はない。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> ・大量データの間接サーバーへのデータ保存に当たっては、あらかじめ確認した定型的手法、処理内容でデータを送信するため、誤った情報を送信しない仕組みとしている。 ・適切に情報提供を行うよう、情報の正確性を処理の都度確認し、定められたルールを順守し適切に運用を行っている。 ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<国民健康保険システムの運用における措置>

- ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。
- ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないようにしている。
- ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。
- ・情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。
- ・下記各システムソフトウェアにおける措置による対策を実施している。

<統合利用番号連携サーバーにおける措置>

- ・情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)とのI/Fにフィルタリング機能、VPN機能を実装することで、定められた連携サーバーのみのアクセスとしている。

<中間サーバーの運用における措置>

- ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。
- ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。
- ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。
- ・定められたルールを順守し、適切に運用を行っている。
- ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。
- ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

具体的な対策の内容	<p><堺市における措置></p> <p>1. サーバー設置場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第9条(サーバーの導入及び運用)に規定する「(4)操作の権限を有しない者に容易に操作されることがないよう、サーバーに記録された情報の重要度に応じて設置場所への入室制限を行うなど適切な措置を講じなければならない。」及び第11条(管理区域)に規定する「(1)水害対策及び確実な入退室管理を行うこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・サーバーを設置する電算機室から外部に通じるドアは最小限とし、ICカードにて立入を制限の上、監視カメラを設置して入退室を監視している。</p> <p>2. 端末設置場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第10条(端末機及びサーバーの管理)第1項に規定する「システム利用責任者は、執務室等に職員等がいない場合における当該執務室等の施錠等の徹底、端末機、サーバー等の固定その他情報資産の盗難防止のための措置を講じなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・職員等は、パソコン等の端末について、第三者に使用されること又は電算管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように、離席時の端末のロック等、適切な措置を講じている。 ・業務終了後は、パソコン等の端末を施錠できるロッカーへ保管し、又はセキュリティワイヤロックを導入し、盗難を防止している。</p> <p>3. 記録媒体・紙媒体の保管場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条(記録媒体の管理)に規定する「(3)重要な情報を記録した記録媒体については、その重要度に応じて、漏洩、滅失、損傷等の防止に備えるなど適切な対策を講じた場所に保管しなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・情報を記録した記録媒体を保管する場合、施錠可能なロッカーに保管している。 ・職員等は、記録媒体や情報が印刷された文書等について、第三者に使用されること又は電算管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように容易に閲覧されない場所(施錠可能な事務所内倉庫や保管庫)へ保管している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避している。</p>
-----------	---

⑥技術的対策	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な対策の内容	<p><堺市における措置> ○不正プログラム対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第19条(不正プログラム対策)第1項に規定する「職員等は、外部から取り入れ、又は外部へ持ち出すデータ、送受信する電子メール等については、不正プログラムチェック(当該データ等に不正プログラムが含まれているか否かを調べることをいう。)を行うなど、不正プログラムのシステムへの侵入又は外部への拡散その他不正プログラムによるシステム障害等の発生の防止に努めなければならない。」及び第19条(不正プログラム対策)第2項に規定する「電算管理者は、常時不正プログラムに関する情報収集に努め、不正プログラムチェック用の定義ファイル等は常に最新のものに保たなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員等は記録媒体を使う場合、不正プログラム等の感染を防止するために、市が管理している記録媒体のみを利用している。 ・サーバー及びパソコン等の端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。 ・不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保っている。 ・サーバー及びパソコン等の端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。 ・不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保っている。 <p>○不正アクセス対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)第1項に規定する「(7)本市の外部の組織から本市のネットワーク及び情報システムにアクセスする場合は、直接本市の内部ネットワークに接続させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムは、外部のインターネットと物理的に接続していない。 <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第18条(ネットワーク及び情報システムの監視)第1項に規定する「電算管理者は、セキュリティに関する事案を検知するため、情報システムについて監視等を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電算管理者はセキュリティに関する事案を検知するため、情報システムを常時監視し、障害が起きた際にも速やかに対応できるようにしている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <p><国保総合(国保集約)システムの保管・消去></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCにおける措置 <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。 	
⑦バックアップ	[特に力を入れてやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れてやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		受託業者が、長屋建て住宅の所有者を対象とした調査を行った、アンケート調査票に所有者本人以外の氏名を誤って印字した調査票を誤送付(1,461件の個人情報漏洩)

	再発防止策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・受託者に対し、個人情報を取り扱う場合のマニュアルやチェックリストと、十分な確認が必要な作業の場合、市からの指示に基づく手順書を作成させることにより、個人情報の適正管理、適正な事務処理について、指導と確認を徹底した。 ・市として、再びこのような事案が発生しないよう、個人情報保護の重要性を再認識し、個人情報を取り扱う作業の場合、受託者に対し、書面により詳細な作業手順や注意点を明確に指示し、漏洩や手順の誤りがないことの確認を徹底した。
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存者と同様
その他の措置の内容	関係規定の整備 「データの外部持出し制限の強化」と「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」を主な内容として、関係規定(堺市個人情報の適正管理に関する要綱、堺市情報セキュリティポリシー)を改正する。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	個人番号は業務上必要とするタイミングで適宜更新され、かつ、それ以外での更新はないため、当該リスクは存在しない。 <国保総合(国保集約)システムの保管・消去> ・国保総合PCにおける措置 ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクはない。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	手順の内容	システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。 <国保総合(国保集約)システムの保管・消去> ・国保総合PCにおける措置 ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p><堺市における措置> ・J-LISの自己点検シートを参考に、堺市の実情に合わせた自己点検シートを作成し、年1回、職員による自己点検を実施している。また、評価書の記載したとおりに運用がなされているかも確認している。 ・職員等は自己点検の結果に基づき、自己の権限の範囲内で改善を図っている。 ・所管するシステムについて、評価書の記載内容どおりの運用ができていないか、年1回担当部署内でのチェックを実施している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p><堺市における措置> 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第24条(監査)第1項に規定する「情報セキュリティ監査統括責任者は、十分な専門的知識を有する者をして情報セキュリティについての監査を定期的にさせなければならない。」に基づき、以下の対応を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に、外部の第三者(or評価実施機関内)による監査を実施している。 ・監査事項は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> -組織のセキュリティ -人的セキュリティ -物理的及び環境的セキュリティ -通信及び運用管理 -アクセス制御 -システムの開発及び保守 ・監査の実施体制は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> -監査責任者 1名 -監査人 2名 ・監査結果を踏まえて、当該事項への対処及び実施手順の見直し等に活用している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><国保総合(国保集約)システム> ・番号法第29条の3第2項のよる個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)。</p>

2. 従業者に対する教育・啓発

<p>従業者に対する教育・啓発</p>	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>具体的な方法</p>	<p><堺市における措置> 1. 教育・啓発 ・年1回、J-LISの「e-Learningによる情報セキュリティ研修」を実施し、本市における、個人情報の取扱い等に関する一般知識の習得及び意識レベルの向上に取り組んでいる。 ・年1回、各課で選任されている情報セキュリティ担当者を対象に、「情報セキュリティの普及・啓発に係る取組み」に必要な知識の習得を目的とした研修を実施している。 ・毎年度、新任管理職及び新規採用の職員等を対象とした、情報セキュリティに関する研修を実施している。 ・職員および事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。</p> <p>2. 違反行為を行った職員に対する措置 堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第10項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・違反行為を行ったものに対しては、違反行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p><国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発> ・教育事項:国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修 ・教育頻度:年間1回程度 ・教育方法:集合教育 ・教育対象:職員および嘱託員 ・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。</p> <p><サイバーセキュリティに関する教育・啓発> ・教育事項:「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の2における、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの ・教育頻度:おおむね一年ごと ・教育方法:未定 ・教育対象:特定個人情報ファイルを取扱う事務に従事する者 ・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。 *「個人情報の保護に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の</p>

3. その他のリスク対策

<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現している。</p> <p><取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>
--

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	堺市市長公室広報戦略部市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7439
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・削除・中止請求を受付ける。
特記事項	
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	
公表場所	
⑤法令による特別の手続	特になし
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	特になし
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	堺市役所 健康福祉局 長寿社会部 国民健康保険課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7522
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年4月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	堺市パブリックコメント制度要綱に基づく意見聴取を行う。パブリックコメントの実施に際しては、その旨を市広報紙に掲載し、市ホームページ及び市内の市の施設等で全文を公開する。
②実施日・期間	令和2年5月1日から令和2年5月31日までの31日間
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	令和2年6月19日、7月13日
②方法	堺市個人情報保護審議会による第三者点検を実施した。
③結果	特定個人情報保護評価指針に定める目的に照らし、記載内容は妥当であると認められた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	I 1 ②事務の概要	【業務全体の概要】 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)及び堺市国民健康保険条例に基づき、以下の事務を行う。	【業務全体の概要】 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び堺市国民健康保険条例に基づき、以下の事務を行う。	事後	表現整理
平成28年10月7日	I 2 システム2 ②システムの機能	1~6まで記載有り	7. 持ち出し制限機能 :使用できる媒体を制限するとともに端末からデータを持ち出す際は上長の承認を必須とする機能。 8. 生体認証機能 :Windowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行う機能。	事前	
平成28年10月7日	I (別添1)事務の内容 1-2 国保給付～各種給付申請書関係～	(備考) ② 国民健康保険システムから宛名情報情報・国保資格情報・国保賦課情報・国保収納情報を入手する。 ③ 情報提供ネットワークから情報入手する。 ・調査が必要になった都度、地方税関係情報を国民健康保険システムへ取込む。	(備考) ② 国民健康保険システムから宛名情報・国保資格情報・国保賦課情報・国保収納情報を入手する。 ③ 情報提供ネットワークから情報入手する。 ・調査が必要になった都度、地方税関係情報を国民健康保険システムへ取込む。 ・調査が必要になった都度、医療情報を入手し、国民健康保険システムへ反映する。	事後	情報経路を具体化
平成28年10月7日	I (別添1)事務の内容 1-3 国保給付～各種証明書・受診券 関連～	(備考) ③ 情報提供ネットワークから情報入手する。 ・調査が必要になった都度、地方税関係情報を国民健康保険システムへ取込む。 ・調査が必要になった都度、医療情報を国民健康保険システムへ取込む。 ⑥ 認定証該当情報を国民健康保険システムへ取り込む。	(備考) ③ 情報提供ネットワークから情報入手する。 ・調査が必要になった都度、地方税関係情報を国民健康保険システムへ取込む。 ⑥ (削除)	事後	情報経路を具体化、整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	I (別添1)事務の内容 1-5 国保給付～高額介護合算療養費関係～	(備考) ⑨(支給額決定事務)情報提供ネットワークから、情報入手する。 ・調査が必要になった都度、地方税関係情報を国民健康保険システムへ取込む。 ・調査が必要になった都度、医療情報を国民健康保険システムへ取込む。 ⑩(支給額仮決定事務)⑥⑦⑧をもとに、国民健康保険システムへ高額介護合算療養費申請登録をする。 ⑫(支給額仮決定事務)情報提供ネットワークから、情報入手する。 ・調査が必要になった都度、介護給付情報を給付システムへ取込む。	(備考) ⑨(支給額決定事務)情報提供ネットワークから、情報入手する。 ・調査が必要になった都度、地方税関係情報を国民健康保険システムへ取込む。 ⑩(支給額仮決定事務)⑦⑧⑨をもとに、国民健康保険システムへ高額介護合算療養費申請登録をする。 ⑫(支給額仮決定事務)情報提供ネットワークから、情報入手する。 ・調査が必要になった都度、介護給付情報を入手し、国民健康保険システムへ反映する。	事後	情報経路を具体化 表現整理
平成28年10月7日	II 3 ④入手に係る妥当性	【本人又は本人の代理人からの入手】 ・番号法第9条による別表第一に規定され、国民健康保険法施行規則で定められた届出については、個人番号を届出することが規定されている。 【他市町村等からの入手】 ・番号法別表第二において、住民票関係情報及び年金保険者との年金特別徴収に係る情報並びに市町村民税関係情報の授受が記載されていることから、個人番号を用いたやり取りが予定されている。 【他の医療保険者】 ・番号法別表第二において、他の医療保険者との被保険者の資格情報の授受が記載されていることから、個人番号を用いたやり取りが予定されている。	【本人又は本人の代理人からの入手】 ・番号法第9条第1項別表第一に規定され、国民健康保険法施行規則で定められた届出については、個人番号を届出することが規定されている。 【他市町村等からの入手】 ・番号法第19条第7号別表第二において、住民票関係情報及び年金保険者との年金特別徴収に係る情報並びに市町村民税関係情報の授受が記載されていることから、個人番号を用いたやり取りが予定されている。 【他の医療保険者】 ・番号法第19条第7号別表第二において、他の医療保険者との被保険者の資格情報の授受が記載されていることから、個人番号を用いたやり取りが予定されている。	事後	表現整理
平成28年10月7日	II 3 ⑤本人への明示	【その他の機関からの入手】 ・番号法第19条別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令にそれぞれ明示されている。	【その他の機関からの入手】 ・番号法第19条第7号別表第二並びに主務省令で定める事務及び情報を定める命令に明示されている。	事後	表現整理
平成28年10月7日	II 4 委託事項2	なし	委託事項2 ①～⑨について追記	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	Ⅱ 5 移転先4	なし	戸籍住民課への移転について記載	事後	移転先を再整理
平成28年10月7日	Ⅱ 別添2-3	記載省略	公費区分略称、公費資格取得日、公費資格喪失日、公費資格停止日、公費資格停止解除日を追加	事後	記録項目を再整理
平成28年10月7日	Ⅱ 別添2-6	記載省略	公費区分略称、公費資格取得日、公費資格喪失日を追加	事後	記録項目を再整理
平成28年10月7日	Ⅲ 3 リスク2 ユーザ認証の管理	ユーザ認証は2段階で実施している。業務システムを利用するときは、まず端末のログイン時に共通基盤システムのディレクトリサービス機能において、許可された個人ごとに付与したユーザIDとパスワードにより、個人ごとのWindowsログイン認証を行っている。次に、ログインした端末から業務システムを利用する際、ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。	ユーザ認証は3段階で実施している。業務システムを利用するときは、まずWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行い、次に共通基盤システムのディレクトリサービス機能において、許可された個人ごとに付与したユーザIDとパスワードにより、個人ごとのWindowsログイン認証を行う二要素認証を実施している。次に、ログインした端末から業務システムを利用する際は、WindowsログインのユーザIDを利用したシングルサインオンを実施している。	事前	
平成28年10月7日	Ⅲ 3 リスク2 ユーザ認証の管理	なし	共通基盤システムのWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行うことにより、なりすましが行われないよう講じている。	事前	
平成28年10月7日	Ⅲ 3 リスク4 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。 ・ファイルの持ち出しについて、持出し申請者を限定するとともに、上長の承認が必要であり、また、上長の承認を得たファイルは、申請した者しか持ち出すことが出来ないように制限している。 ・いつ、誰が、どの端末で、どのデバイスに、どのファイルを持ち出し、持ち込みしたか、誰が持出し承認したかを記録するとともに、記録を取得していることを関係者に周知し、不正な持出しを抑制している。 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	Ⅲ 5 リスク2 リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・移転を行う情報をあらかじめ仕様にて取り決め、住民情報の変更データ等を随時自動で提供する仕組みを構築している。仕様で定めた以外の情報の抜き取りを各システムから行うことは不可能で、共通基盤システムへの提供ログはシステム内に自動で保管されている。 ・随時でデータの移転を行う際は、対象データの使用目的や詳細を記載した依頼文書を移転先より提出させ、詳細を記録している。媒体にて他課に移転する際は、パスワードの付与を行い、第三者への漏洩を防止している。 ・連携手段として情報連携の記録が逐一保存され、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・移転を行う情報をあらかじめ仕様にて取り決め、住民情報の変更データ等を随時自動で提供する仕組みを構築している。仕様で定めた以外の情報の抜き取りを各システムから行うことは不可能で、共通基盤システムへの提供ログはシステム内に自動で保管されている。 ・随時でデータの移転を行う際は、対象データの使用目的や詳細を記載した依頼文書を移転先より提出させ、詳細を記録している。媒体にて他課に移転する際は、パスワードの付与を行い、第三者への漏洩を防止している。 ・連携手段として情報連携の記録が逐一保存され、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止している。 ・許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。 ・ファイルの持ち出しについて、持出し申請者を限定するとともに、上長の承認が必要であり、また、上長の承認を得たファイルは、申請した者しか持ち出すことが出来ないように制限している。 ・いつ、誰が、どの端末で、どのデバイスに、どのファイルを持ち出し、持ち込みしたか、誰が持出し承認したかを記録するとともに、記録を取得していることを関係者に周知し、不正な持出しを抑制している。 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	Ⅲ 6 リスク2 リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p>	事後	個人情報保護委員会の名称を訂正
平成28年10月7日	Ⅲ 6 リスク3 リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>	事後	個人情報保護委員会の名称を訂正
平成28年10月7日	Ⅲ 7 リスク1 ⑨ 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか。	発生なし	発生あり	事後	元本市職員による流出事故に係る変更
平成28年10月7日	Ⅲ 7 リスク1 ⑨ その内容	なし	元本市職員が、無断で持ち帰っていた選挙データや業務ファイル等を個人で契約していた民間レンタルサーバーの更改されている部分に保存した。このことにより、平成27年4月から6月までの間、インターネット上で閲覧可能な状態となり、約68万人分の有権者データなどの個人情報を流出させたもの。	事後	元本市職員による流出事故に係る変更
平成28年10月7日	Ⅲ 7 リスク1 ⑨ 具体的な対策の内容	なし	<p>本事案の発生を受けて、かかる事案が再び起こることのないよう、「データの外部持出し制限の強化」「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」「事故発生時の対応強化」を柱に、ハード・ソフトの両面から再発防止の取組みを行っていく。</p> <p>以下、記載のとおり</p>	事後	元本市職員による流出事故に係る変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	Ⅲ 7 リスク1 その他の措置の内容	なし	関係規定の整備 「データの外部持出し制限の強化」と「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」を主な内容として、関係規定(堺市個人情報の適正管理に関する要綱、堺市情報セキュリティポリシー)を改正する。	事前	
平成28年10月7日	Ⅱ. 6 ③消去方法	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条(記録媒体の管理)に規定する「(4)不要となった記録媒体については、当該媒体に含まれる情報をいかなる方法によっても復元することができないように消去等を行ったうえで、廃棄しなければならない。」及び「(5)重要な情報を記録した記録媒体の廃棄については、その重要度に応じて、日時、処理担当者及び処理内容を記録するなど適切な処理を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・記録媒体の初期化のみに留まらず、強磁気による情報破壊又は固定値若しくは乱数を書き込むなどの措置を行い、情報を復元できないように処置した上で廃棄している。 ・廃棄を行った処理について、日時、担当者及び処理内容を記録している。	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条(記録媒体の管理)に規定する「(5)不要となった記録媒体を廃棄する場合は、データ管理者の許可を得なければならない。この場合において、不要となった記録媒体については、当該媒体に含まれる情報をいかなる方法によっても復元することができないように消去等を行った上で、廃棄しなければならない。」及び「(6)重要な情報を記録した記録媒体の廃棄については、その重要度に応じて、日時、処理担当者及び処理内容を記録するなど適切な処理を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・不要となった記録媒体を廃棄する場合は、データ管理者の許可を得ている。 ・記録媒体の初期化のみに留まらず、強磁気による情報破壊又は固定値若しくは乱数を書き込むなどの措置を行い、情報を復元できないように処置した上で廃棄している。 ・廃棄を行った処理について、日時、担当者及び処理内容を記録している。	事後	堺市情報セキュリティ対策基準要綱の改定に伴う修正
平成28年10月7日	Ⅲ 3 リスク2 ユーザ認証の管理	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)の3に規定する「(8)操作を許可された者以外に端末機若しくはサーバーの操作方法を教示し、又は端末機若しくはサーバーの操作をさせないこと。」	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員等の責務)第3項に規定する「(9)操作を許可された者以外に端末機若しくはサーバーの操作方法を教示し、又は端末機若しくはサーバーの操作をさせないこと。」	事後	堺市情報セキュリティ対策基準要綱の改定に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	Ⅲ 3 リスク2 ユーザ認証の管理	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)の3に規定する「(9)自己の保有するパスワードに関し、他に知られないよう適切な管理を行うこと。」及び「(10)自己の保有するパスワード以外のパスワードを使用して端末機及びサーバーを操作しないこと。」	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)第4項に規定する「(1)他人に自己の保有するIDを使用させないこと。」「(2)自己の保有するパスワードに関し、他に知られないよう適切な管理を行うこと。」「(3)パスワードは、十分な長さのもので第三者が想像しにくいものとする。」「(4)パスワードは、定期的に変更すること。」「(5)端末機及びサーバにパスワードを記憶させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。	事後	堺市情報セキュリティ対策基準要綱の改定に伴う修正
平成28年10月7日	Ⅲ 3 リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)に規定する「(1)情報システムを利用する職員等について、情報システムごとに定められた方法に従い、その登録、変更、抹消等を行うこと」に基づき、以下の対策を行っている。	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)第1項に規定する「(1)情報システムを利用する職員等について、情報システムごとに定められた方法に従い、その登録、変更、抹消等を行うこと」に基づき、以下の対策を行っている。	事後	堺市情報セキュリティ対策基準要綱の改定に伴う修正
平成28年10月7日	Ⅲ 3 リスク2 アクセス権限の管理	1. 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)に規定している「(2)情報システムの管理に係る権限の付与は、必要最小限の者に限ることとし、厳重に管理すること。」に基づき、以下の対策を行っている。	1. 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)第1項に規定している「(3)情報システムの管理に係る権限の付与は、必要最小限の者に限ることとし、厳重に管理すること。」に基づき、以下の対策を行っている。	事後	堺市情報セキュリティ対策基準要綱の改定に伴う修正
平成28年10月7日	Ⅲ 3 リスク2 特定個人情報の使用の記録	1. 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第16条(電子計算機及びネットワークの管理)に規定する「(1)各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、不正なアクセス等に対処できるよう一定の期間保存すること。」に基づき、以下の対策を行っている。	1. 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第16条(電子計算機及びネットワークの管理)第1項に規定する「(1)各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、不正なアクセス等に対処できるよう一定の期間保存し、及び記録の改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずること。」に基づき、以下の対策を行っている。	事後	堺市情報セキュリティ対策基準要綱の改定に伴う修正
平成28年10月7日	Ⅲ 3 リスク3 リスクに対する措置の内容	堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第5項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。	堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第10項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。	事後	堺市情報セキュリティ対策基準要綱の改定に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	Ⅲ 7 リスク1 ⑤物理的対策	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第10条(端末機及びサーバーの管理)に規定する「システム利用責任者は、執務室等に職員等がいない場合における当該執務室等の施錠等の徹底、端末機、サーバー等の固定その他情報資産の盗難防止のための措置を講じなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第10条(端末機及びサーバーの管理)第1項に規定する「システム利用責任者は、執務室等に職員等がいない場合における当該執務室等の施錠等の徹底、端末機、サーバー等の固定その他情報資産の盗難防止のための措置を講じなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。	事後	堺市情報セキュリティ対策基準要綱の改定に伴う修正
平成28年10月7日	Ⅲ 7 リスク1 ⑥技術的対策	○ウイルス対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第19条(コンピュータウイルス対策)第1項に規定する「職員等は、外部から取り入れ、又は外部へ持ち出すデータ、送受信する電子メール等については、ウイルスチェック(当該データ等にウイルスが含まれているか否かを調べることをいう。)を行うなど、ウイルスのシステムへの侵入又は外部への拡散その他ウイルスによるシステム障害等の発生の防止に努めなければならない。」及び第19条(コンピュータウイルス対策)第2項に規定する「電算管理者は、常時ウイルスに関する情報収集に努め、ウイルスチェック用の定義ファイル等は常に最新のものに保たなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・職員等は記録媒体を使う場合、コンピュータウイルス等の感染を防止するために、市が管理している記録媒体のみを利用している。 ・サーバー及びパソコン等の端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。 ・不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保っている。 ・サーバー及びパソコン等の端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。 ・不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保っている。	○不正プログラム対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第19条(不正プログラム対策)第1項に規定する「職員等は、外部から取り入れ、又は外部へ持ち出すデータ、送受信する電子メール等については、不正プログラムチェック(当該データ等に不正プログラムが含まれているか否かを調べることをいう。)を行うなど、不正プログラムのシステムへの侵入又は外部への拡散その他不正プログラムによるシステム障害等の発生の防止に努めなければならない。」及び第19条(不正プログラム対策)第2項に規定する「電算管理者は、常時不正プログラムに関する情報収集に努め、不正プログラムチェック用の定義ファイル等は常に最新のものに保たなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・職員等は記録媒体を使う場合、不正プログラム等の感染を防止するために、市が管理している記録媒体のみを利用している。 ・サーバー及びパソコン等の端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。 ・不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保っている。 ・サーバー及びパソコン等の端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。 ・不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保っている。	事後	堺市情報セキュリティ対策基準要綱の改定に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	Ⅲ 7 リスク1 ⑥技術的対策	<p>○不正アクセス対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)に規定する「(6)本市の外部の組織から本市のネットワーク及び情報システムにアクセスする場合は、直接本市の内部ネットワークに接続させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・システムは、外部のインターネットと物理的に接続していない。</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第18条(ネットワーク監視)に規定する「電算管理者は、セキュリティに関する事案を検知するため、情報システムについて監視等を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。</p>	<p>○不正アクセス対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)第1項に規定する「(7)本市の外部の組織から本市のネットワーク及び情報システムにアクセスする場合は、直接本市の内部ネットワークに接続させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・システムは、外部のインターネットと物理的に接続していない。</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第18条(ネットワーク及び情報システムの監視)第1項に規定する「電算管理者は、セキュリティに関する事案を検知するため、情報システムについて監視等を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。</p>	事後	堺市情報セキュリティ対策基準要綱の改定に伴う修正
平成28年10月7日	Ⅳ 1 ②監査	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第24条(監査)に規定する「電算管理者は、十分な専門的知識を有する者をして情報セキュリティについての監査を定期的にさせなければならない。」に基づき、以下の対応を行っている。	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第24条(監査)第1項に規定する「情報セキュリティ監査統括責任者は、十分な専門的知識を有する者をして情報セキュリティについての監査を定期的にさせなければならない。」に基づき、以下の対応を行っている。	事後	堺市情報セキュリティ対策基準要綱の改定に伴う修正
平成28年10月7日	Ⅳ 2 従業者に対する教育・啓発	堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第5項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。	堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第10項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。	事後	堺市情報セキュリティ対策基準要綱の改定に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	Ⅱ 4 委託事項1 ⑧再委託の許諾方法	事前に再委託先の商号又は名称、再委託する業務の内容、再委託する理由、その他発注者が必要とする事項を記載した書面をもって申請する。	業務の一部を再委託する場合には、契約書により以下の条件を課している。 ・委託先は、個人情報取扱に係る事項について委託先同様の義務を再委託先に負わせ、再委託先に対し遵守を監督すること。 ・再委託先事業者から委託先事業者に提出される個人情報等の保護に係る誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先従事者から再委託先事業者に提出される秘密保持に関する誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先の業務従事者に対するセキュリティ等に関する社員教育の実績書及び計画書を本市に提出すること。 また再委託の許諾については本市に提出される再委託申請書を以下の観点から審査した上で、判断する。 —再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 —再委託が、業務の一部かつ専門的な作業であること。 —再委託する作業内容を具体的に明記していること。 —全部又は大部分の再委託でないこと。	事後	平成28年度における当該業務の契約書の内容を反映
平成28年10月7日	Ⅱ 5 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第62の項	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	事後	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に伴う修正
平成28年10月7日	Ⅱ 5 移転先1 ②移転先における用途	介護保険における措置に関する費用の徴収、措置に関する調査の嘱託及び報告の請求に関する事務	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条別表第2の63の項(介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの)	事後	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に伴う修正
平成28年10月7日	Ⅱ 5 移転先1 ③移転する情報	医療保険関係情報(国民健康保険資格情報)	医療保険関係情報	事後	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に伴う修正
平成28年10月7日	Ⅱ 5 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第80の項	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	事後	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	II 5 移転先2 ②移転先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療制度被保険者の保険料の賦課及び資格取得の届出又は資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 ・高額介護合算療養費の支給事務 	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条別表第2の2の項(堺市老人医療費助成条例による助成の決定に関する事務であって規則で定めるもの) 同条例第3条別表第2の3の項(堺市身体障害者及び知的障害者医療費助成条例による助成の決定に関する事務であって規則で定めるもの) 同条例第3条別表第2の4の項(堺市ひとり親家庭医療費助成条例による助成の決定に関する事務であって規則で定めるもの) 同条例第3条別表第2の5の項(堺市子ども医療費助成条例による助成の決定に関する事務であって規則で定めるもの) 同条例第3条別表第2の59の項(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの)	事後	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に伴う修正
平成28年10月7日	II 5 移転先2 ③移転する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者資格に関する情報 ・医療保険関係情報(一部負担金の額) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者資格に関する情報 ・医療保険関係情報 	事後	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に伴う修正
平成28年10月7日	II 5 移転先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第17の項	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	事後	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に伴う修正
平成28年10月7日	II 5 移転先3 ②移転先における用途	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条別表第2の33の項(予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの)	事後	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に伴う修正
平成28年10月7日	II 5 移転先3 ③移転する情報	給付の支給に関する情報	国民健康保険被保険者資格及び保険給付の支給に関する情報	事後	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に伴う修正
平成28年10月7日	VI 2 ②実施日・期間	平成27年5月15日から平成27年6月15日までの32日間	平成28年8月1日から平成28年8月30日までの30日間	事前	
平成28年10月7日	II 4 委託の有無	[委託する] (1件)	[委託する] (2件)	事前	
平成28年10月7日	II 5 提供・移転の有無	[○] 移転を行っている (3件)	[○] 移転を行っている (4件)	事後	戸籍住民課への移転分を追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	I 1 ②事務の内容	右記を追加	<p><平成30年4月からの国民健康保険制度改革(以下、「国保広域化」という。)に伴う事務の概要></p> <p>①資格継続業務 ・国民健康保険の被保険者資格が都道府県単位で管理されることとなるため、被保険者について、堺市で事務を行う対象期間を適用開始日と適用終了日で管理する。</p> <p>②高額該当回数引き継ぎ業務 ・被保険者資格は都道府県単位で管理されるため、対象世帯について、高額療養費に係る高額該当回数を引き継ぐ。</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	I 2 システム6	空白	<p>次期国保総合システムおよび国保情報集約システムに関するシステム情報を記載</p> <p>内容は記載のとおり</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	I 6 ②法令上の根拠	<p>提供の根拠 番号法第19条第7号別表第2 1、2、3、4、5、17、26、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106の項</p>	<p>提供の根拠 番号法第19条第7号別表第2 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項</p>	事後	適用条項を整理したものであり、重要な変更にあたらぬ。
平成28年12月28日	I (別添1)事務の内容 1-1~1-6	各標題に右記を追加	(国保広域化に関する事務フローは別紙参照)	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	I (別添1)事務の内容 1-7 国保広域化関係	別添1に右記を追加	<p>国保広域化に関する事務フロー等を記載</p> <p>内容は記載のとおり</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	II 3 ①入手元	右記を追加	[○]その他(大阪府国民健康保険団体連合会)	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加
平成28年12月28日	II 3 ①入手元	右記を追加	<p>評価実施機関内の他部署に「介護保険課」を追加</p> <p>地方公共団体・地方独立行政法人に「後期高齢者医療広域連合」を追加</p>	事後	関係機関を整理したものであり、重要な変更にあたらぬ。
平成28年12月28日	II 3 ②入手方法	[]専用線	[○]専用線	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	II 3 ③入手の時期・頻度	右記を追加	<p>【国保連合会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格継続業務 ・被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル等) : 国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報。平成30年4月1日以後に、日次の頻度。 ・高額該当の引き継ぎ業務 ・引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等) : 転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報。平成30年4月1日以後に、月次の頻度。 	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	II 3 ③入手の時期・頻度	【庁内連携】、【他市町村】、【他の医療保険者】に右記を追加	・医療給付の申請時に医療保険給付関係情報等を都度入手する。	事後	表現を整理したものであり、重要な変更にあたらぬ。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	II 3 ④入手に係る妥当性	右記を追加	<p>【国保連合会からの入手】 国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、本市が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。 なお、入手する情報は、本市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。</p> <p>1. 入手の時期・頻度の妥当性 ・資格継続業務 ・被保険者情報：国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。 ・高額該当の引き継ぎ業務 ・引き継ぎ情報：高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。</p> <p>2. 入手方法の妥当性 ・入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通常の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	II 3 ⑤本人への明示	右記を追加	<p>【大阪府国民健康保険団体連合会】 ・国民健康保険法第113条の3、国民健康保険法施行規則第44条の2、第44条の3に明示されている。</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	II 4 委託の有無	[委託する] (2件)	[委託する] (3件)	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	II 4 委託事項3	記載なし	委託事項3 ①～⑨について追記	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	I 5 法令上の根拠	・番号法第9条(利用範囲)第1項別表第1第30項	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	事後	適用条項を整理したものであり、重要な変更にあたらぬ。
平成28年12月28日	II 5 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(17件)	[○]提供を行っている(31件)	事後	関係提供先を整理したものであり、重要な変更にあたらぬ。
平成28年12月28日	II 5 提供先	提供先1～17まで記載	提供先1～17を修正し、18～31までを追加 21以降は別紙に記載 内容は記載のとおり	事前	関係提供先及び記載表現を整理したものであり、重要な変更にあたらぬ。
平成28年12月28日	III 2 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	右記を追加	<p>【国保連合会からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCにおける措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 <p>* :ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 2 リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	右記を追加	<p>【国保連合会からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCにおける措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 <p>* :ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	Ⅲ 2 リスク2 リスクに対する措置の内容	右記を追加	<p>【国保連合会からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCにおける措置 ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、当市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。 	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 2 リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	右記を追加	<p>【国保連合会からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCにおける措置 <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PCにおいて国保連合会から入手する情報は、本市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は本市において国保連合会に送付する前に実施済みである。 ・さらに、国保連合会においても本市の国民健康保険市区町村事務処理システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。 ・本市の国民健康保険システムにおける措置 <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報は、本市の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。 	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	Ⅲ 2 リスク3 個人番号の真正性の措置の内容	右記を追加	<p>【国保連合会からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCにおける措置 <ul style="list-style-type: none"> ・国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。 	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 2 リスク3 特定個人情報の 正確性確保の措置の内容	右記を追加	<p>【国保連合会からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCにおける措置 ・国保連合会から配信される被保険者情報については、当市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は当市に配信され、当市の職員が確認している。 ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、当市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を当市の職員が確認している。 ・当市の国民健康保険システムにおける措置 ・入手した特定個人情報は、当市の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。 	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 2 リスク4 リスクに対する措置の内容	右記を追加	<p>【国保連合会からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCにおける措置 ・当市の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・当市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・当市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 2 リスク4 リスクに対する措置の内容	右記を追加	<ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCと当市の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。 ・国保連合会の国保総合(国保集約)システムと当市のデータ連携用PCとの間の情報の授受においては、次の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・データ連携用PCは、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。 ・情報の授受における専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウイルス対策ソフトウェアは常に最新版を保持し、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は迅速に対応される。 	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 3 リスク1 その他の措置の内容	記載なし	<p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 <p>* :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	Ⅲ 3 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	右記を追加	<p>3. 国保総合PCにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報不正に使用されることリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	Ⅲ 3 リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	<p>1. 発行管理 【国民健康保険システムにおける管理】</p> <p>2. 失効管理 【国民健康保険システムにおける管理】</p>	<p>1. 発行管理 【国民健康保険システム及び国保総合PCにおける管理】</p> <p>2. 失効管理 【国民健康保険システムにおける管理及び国保総合PCにおける管理】</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 3 リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	右記を追加	4. 国保総合PCにおける措置 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	Ⅲ 3 リスク4 リスクに対する措置の内容	データの抽出(サーバ内への保存)は特定の業務担当者だけの権限としている。 外部媒体への出力は特定の管理担当者だけの権限としている。	【国民健康保険システムにおける措置】 データの抽出(サーバ内への保存)は特定の業務担当者だけの権限としている。 外部媒体への出力は特定の管理担当者だけの権限としている。	事後	表現を整理したもので、重要な変更にあたらぬ。
平成28年12月28日	Ⅲ 3 リスク4 リスクに対する措置の内容	右記を追加	【国保総合PCにおける措置】 ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。 * :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 3 リスク4 リスクに対する措置の内容	右記を追加	<ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCと既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。 ・国保連合会の国保総合(国保集約)システムと当市のデータ連携用PCとの間の情報の授受においては、次の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・データ連携用PCは、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・データ連携用PCに保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。 	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	Ⅲ 4 情報保護管理体制の確認	右記を追加	<p>また、、大阪府国保連合会への委託においては、当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先において個人情報が適正に管理されているかどうかを以下の観点で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の管理的な保護措置(個人情報取扱規定、体制の整備等) ・個人情報の物理的保護措置(人的安全管理、施設および設備の整備、データ管理、バックアップ等) ・個人情報の技術的保護措置(アクセス制御、アクセス監視やアクセス記録等) ・委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されること ・プライバシーマーク、ISO27001、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得情報 	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 4 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	右記を追加	<p><参考:大阪府国保連合会の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ及びそのデータのアクセス等に当たっては、利用者を限定し、必要に応じたアクセス権を設定するとともに、人事異動や退職時には変更・削除すること徹底、遵守している。 ・また、緊急事態を特定するための手順、また、それらにどのように対応するかの手順を確立し、実施・維持するとともに、個人情報の漏えい、滅失又は毀損が発生した場合、直ちに関係先に報告することを規定している。 	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	Ⅲ 4 特定個人情報ファイルの取扱いの記録	右記を追加	<p><参考:大阪府国保連合会の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・役職員等が、国民健康保険に関する被保険者等の個人番号を含むデータにアクセス等した場合には、国保総合(国保集約)システムにおいて、アクセスした役職員等・時刻・操作内容を記録することとしている。 ・個人情報保護監査責任者(事務局次長)は、定期的にまたはセキュリティ上の問題が発生した際、当該記録を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する規定が整備されている。 	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	Ⅲ 4 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール順守の確認方法	委託に関する作業では、特定個人情報を他者へ提供することを一切認めていない。	委託に関する作業では、目的外利用で特定個人情報を他者へ提供することを一切認めていない。	事後	表現を整理したもので、重要な変更にあたらぬ。
平成28年12月28日	Ⅲ 4 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール順守の確認方法	右記を追加	<p><参考:大阪府国保連合会の状況></p> <p>法令に基づく場合等を除くほか、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または第三者に提供してはならないと規定している。また、個人情報の取扱いを伴う事務の全部又は一部の処理を委託するときは、委託契約書等において秘密保持の義務に関する事項や、第三者への提供の禁止に関する事項等を明記することとしている。</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	Ⅲ 4 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール順守の確認方法	右記を追加	大阪府国保連合会への委託において、当市から国保連合会への特定個人情報の送付に関しては、国保総合PCで送付を行った結果を記録し、確認する。	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 4 特定個人情報の消去 ルール	[定めていない]	[定めている]	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	Ⅲ 4 特定個人情報の消去 ルール ルール内容及び ルール順守の確認方法	委託業者にはダミーデータのみを提供しており、 特定個人情報の消去の必要は生じない。	<p>・特定個人情報等は、業務完了後は速やかに返還し、または漏えいを起こさない方法によって確実に消去、または処分することを、当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書に明記することとしている。</p> <p>・委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、当市の情報システム管理者が消去および廃棄状況の確認を行う。</p> <p><参考：大阪府国保連合会の状況></p> <p>・特定個人情報等については、保管期間を経過した書類等について、次のとおり速やかに廃棄するとともに、特定個人情報等を廃棄又は消去したときは、廃棄等を証明する記録等を保存する。</p> <p>(1) 特定個人情報等を含む書類の廃棄は、焼却又は溶解等の復元不可能な手法により廃棄する。</p> <p>(2) 特定個人情報ファイルは、完全削除ソフトウェア等により完全に消去する。</p> <p>(3) 特定個人情報等を含む磁気媒体等は、破壊等により廃棄する。</p> <p>(4) 特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の特定個人情報等を削除する場合は容易に復元できない手法により削除する。</p> <p>なお、システムの運用保守業務においては、委託業者にはダミーデータのみを提供しており、特定個人情報の消去の必要は生じない。</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 4 委託契約中の特定個人情報保護ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	右記を追加	大阪府国保連との委託においては、 ○秘密保持義務 ○事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ○特定個人情報の目的外利用の禁止 ○漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ○委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ○従業者に対する監督・教育 ○契約内容の遵守状況について報告を求める規定 等を定めるとともに、委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	Ⅲ 4 再委託先における特定個人情報保護ファイルの適切な取り扱いの確保	[十分に行っている]	[特に力を入れて行っている]	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 4 再委託先における特定個人情報保護ファイルの適切な取り扱いの確保 具体的な内容	右記を追加	<p>大阪府国保連合会への委託においては、再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等 <p>・また、再委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。</p> <p><参考:大阪府国保連合会の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託を行う場合、委託先において、プライバシーマークもしくはISMS認証を取得、かつ、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置体制などの個人情報保護体制が確立されていることを必須としたうえで、契約書に次の事項を盛り込むこととしている。 ・委託元(国保連合会)と委託先の責任の明確化 ・個人情報の安全管理に関する事項 ・再委託に関する事項 ・個人情報の取扱状況に関する本会への報告の内容及び頻度 ・契約内容が遵守されていることを本会が確認できる事項 ・契約内容が遵守されなかった場合の措置 ・委託先において、個人情報の漏えい、滅失又は毀損が生じた場合の報告・連絡に関する事項 	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載なし	<p><国保連合会における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・国保総合(国保集約)システムサーバ等をデータセンターに設置し、ケージで囲んだうえで、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。 	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	Ⅲ 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載なし(上記の続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に個人情報取扱責任者(事務局長)の承認を得る。 ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。 ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。 	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 7 リスク1 ⑥技術的対策 具 体的な対策の内容	右記を追加	<p><国保総合(国保集約)システムの保管・消去></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCにおける措置 <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。 	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	Ⅲ 7 リスク2 リスクに対する措置の内容	右記を追加	<p><国保総合(国保集約)システムの保管・消去></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCにおける措置 <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報古い情報のまま保存され続けるリスクはない。 	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	Ⅲ 7 リスク3 手順の内容	右記を追加	<p><国保総合(国保集約)システムの保管・消去></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCにおける措置 <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。 	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	IV 1 ②監査 具体的な内容	右記を追加	<p><国保総合(国保集約)システム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第29条の3第2項による個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)。 	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	IV 2 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	右記を追加	<p><国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育事項:国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修 ・教育頻度:年間1回程度 ・教育方法:集合教育 ・教育対象:職員および嘱託員 ・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	IV 2 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	右記を追加(上記の続き)	<p><サイバーセキュリティに関する教育・啓発></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育事項:番号法第29条の2における、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの ・教育頻度:おおむね1年ごと ・教育対象:特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者 ・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 <p>*「個人情報の保護に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第427号)」によるもの。</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	V 2 ①連絡先	市民生活部	生活福祉部	事後	部署名に関する誤記の修正であり、重要な変更にあたらな
平成28年12月28日	II 5 提供・移転の有無	[○]移転を行っている(4件)	[○]移転を行っている(13件)	事後	関係移転先を整理したものであり、重要な変更にあたらな